

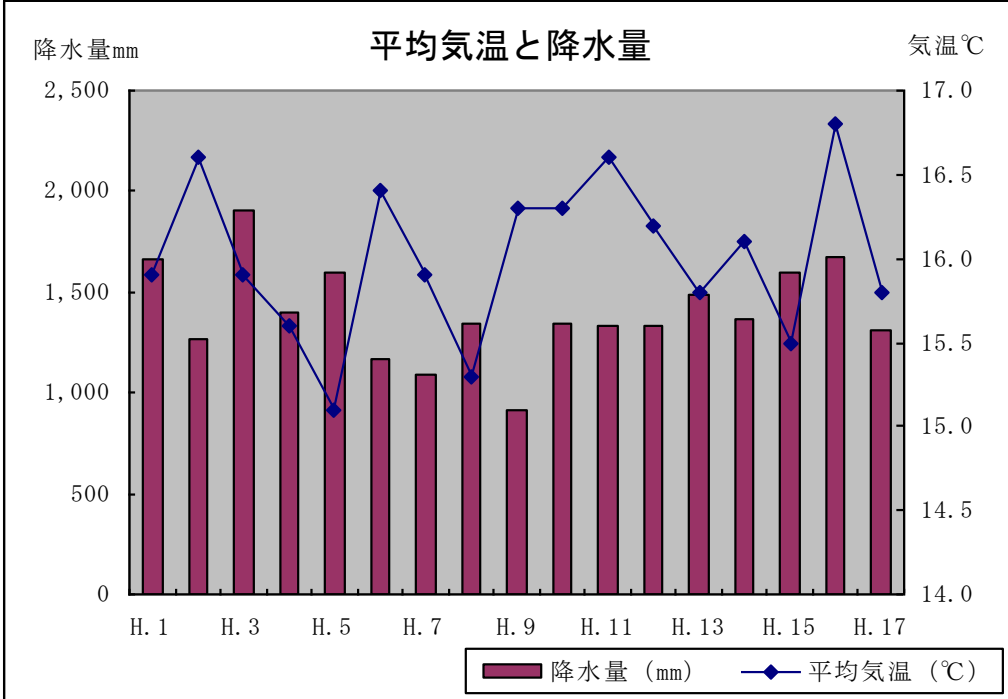
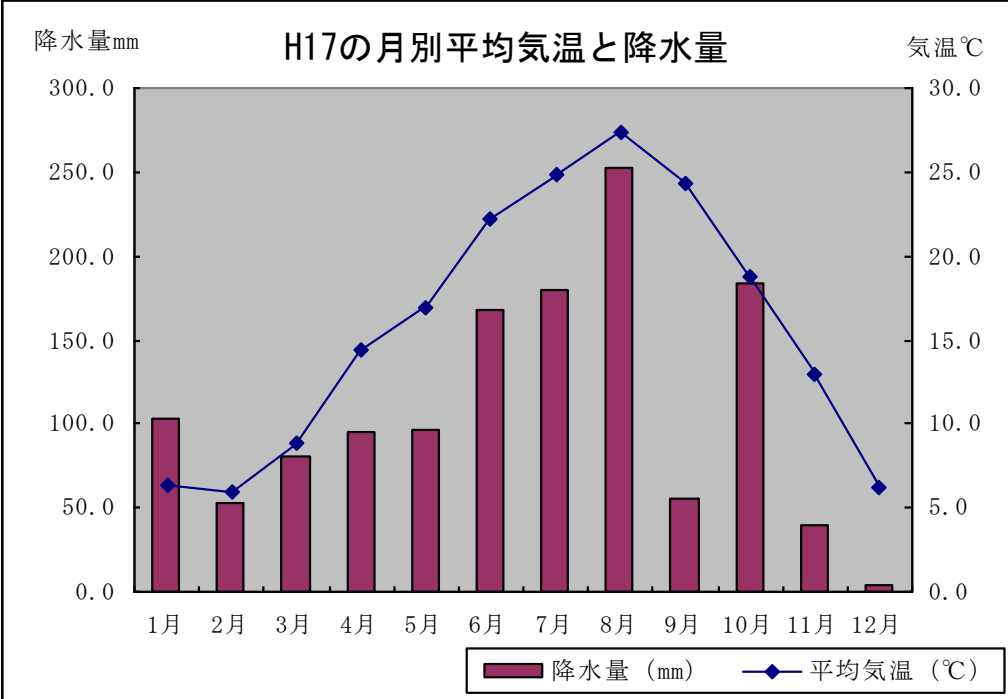
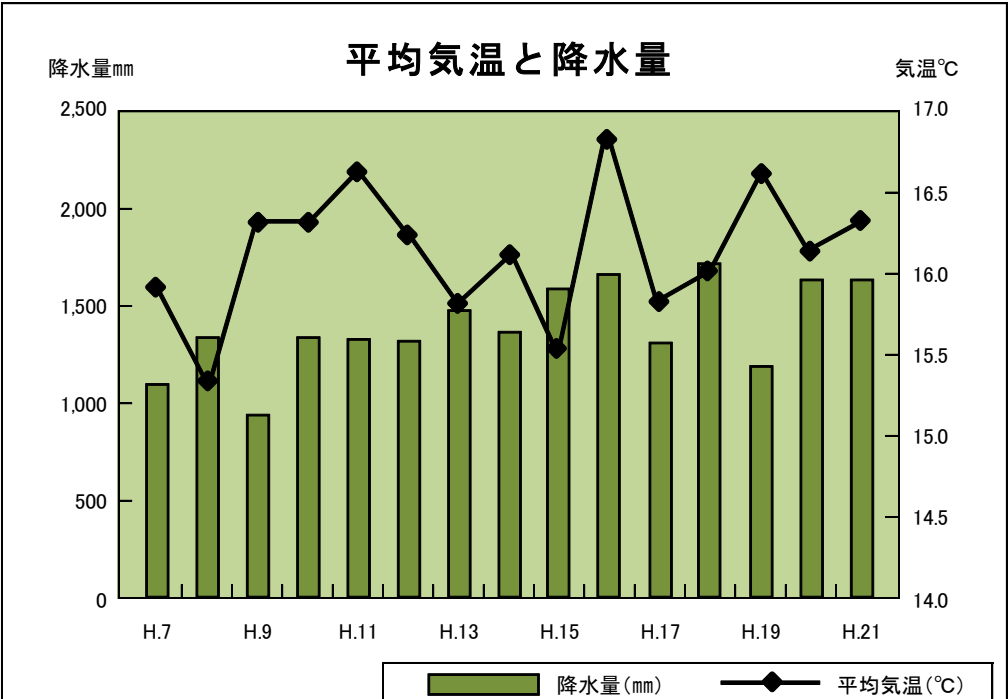
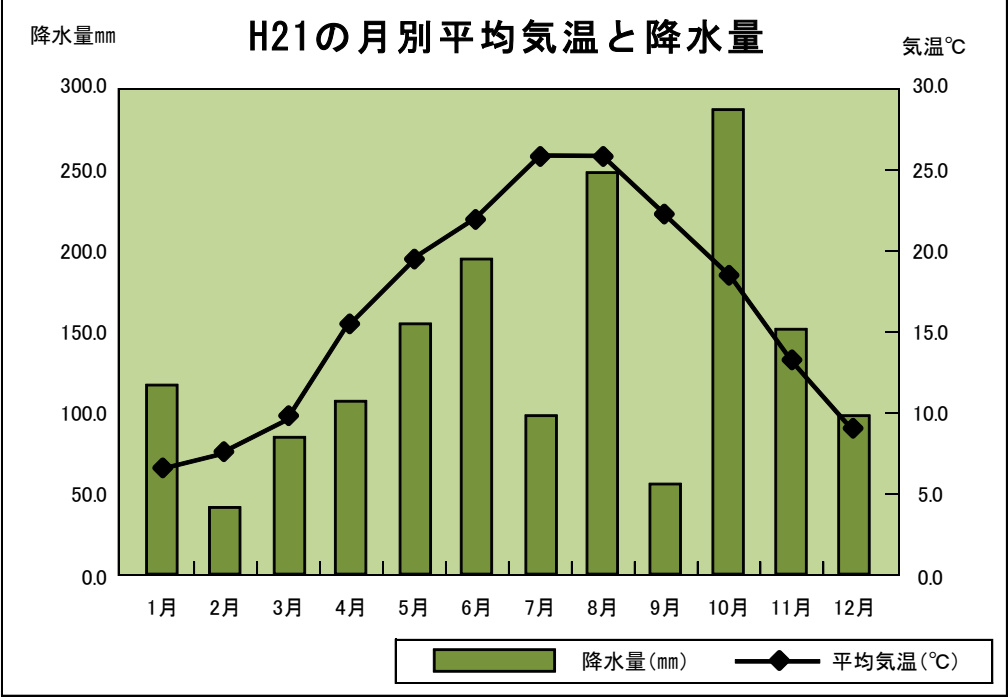
# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

	旧		新
頁		頁	
	<p><b>第1編 総 則</b></p> <p>はじめに (略)</p> <p><b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市地域防災計画等との関連</p> <p>3 (1) 市地域防災計画との関連 この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処などについて定めるものであるのに対し、「千葉市地域防災計画」(以下「市地域防災計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系によるものである。 しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における特有の事項について定め、この計画に定めのない事項については市地域防災計画等の定め例により対応する。 なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、大規模事故であるとの判断により市地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3 (2) 県石油コンビナート等防災計画との関連</p> <p>5 (略)</p> <p><b>第2章 国民保護措置等に関する基本方針</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 (6) 災害時要援護者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 【法第9条、第183条】 市は、国民保護措置等の実施に当たっては、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など(以下「災害時要援護者」という。)及びその他特に配慮を要する者の保護などについて留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p><b>第3章 (略)</b></p>		<p><b>第1編 総 則</b></p> <p>はじめに (略)</p> <p><b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市地域防災計画等との関連</p> <p>3 (1) 市地域防災計画との関連 <u>市国民保護計画</u>は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処などについて定めるものであるのに対し、「千葉市地域防災計画」(以下「市地域防災計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系によるものである。 しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における特有の事項について定め、この計画に定めのない事項については市地域防災計画等の定め例により対応する。 なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、大規模事故であるとの判断により市地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。</p> <p>3 <u>(2) 市災害時要援護者支援計画との関連</u> <u>災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など(以下「災害時要援護者」という。)及びその他特に配慮を要する者の保護などについては、災害時要援護者支援策を重点的に具体化した「千葉市災害時要援護者支援計画」(以下「市災害時要援護者支援計画」という。)により体制を整備していく。</u></p> <p>4 <u>(3) 県石油コンビナート等防災計画との関連</u></p> <p>5 (略)</p> <p><b>第2章 国民保護措置等に関する基本方針</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 (6) 災害時要援護者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 【法第9条、第183条】 市は、国民保護措置等の実施に当たっては、<u>災害時要援護者</u>及びその他特に配慮を要する者の保護などについて留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p><b>第3章 (略)</b></p>

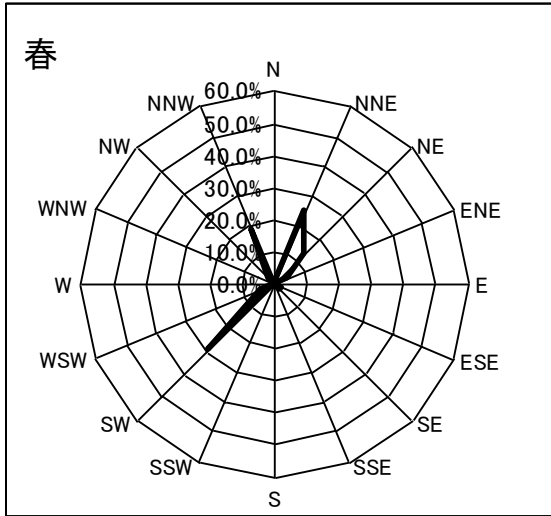
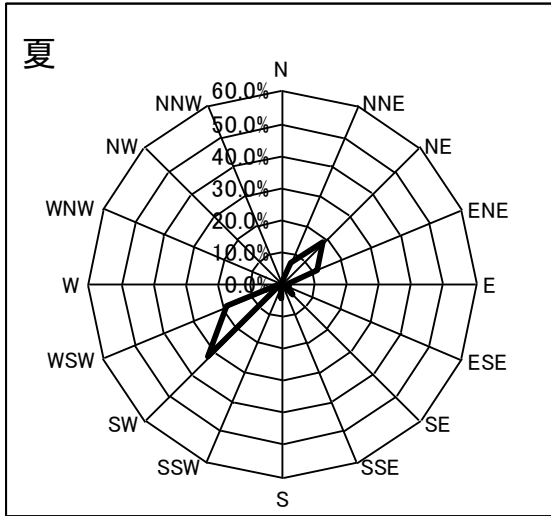
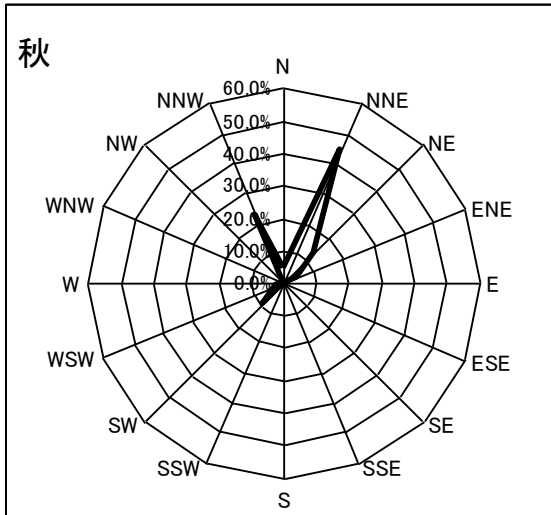
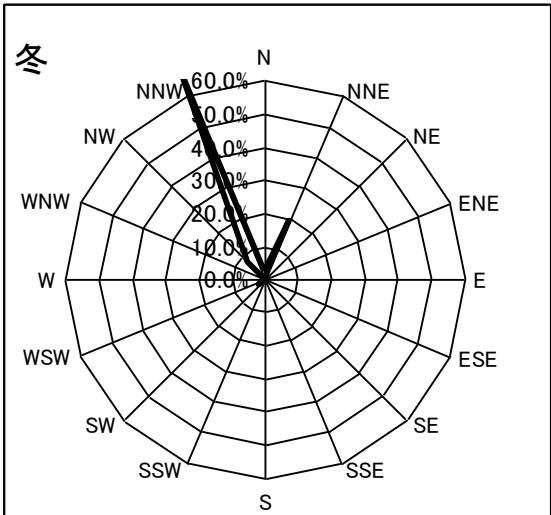
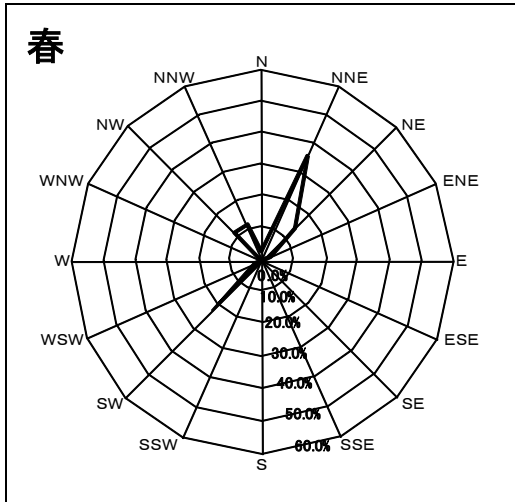
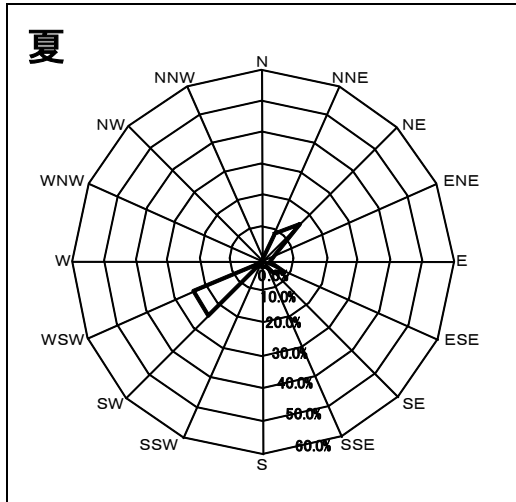
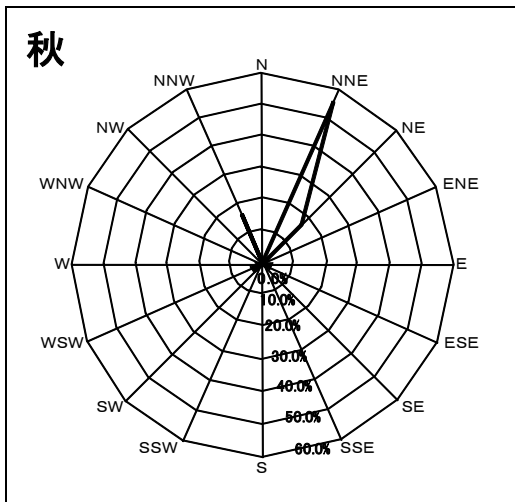
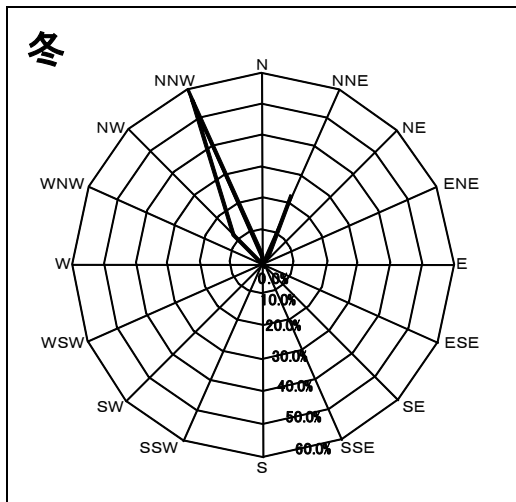
## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																																																																								
8	<p><b>第4章 市の地理的・社会的特徴</b></p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置及び面積</p> <p>市は、首都東京（都心）の40km圏にあり、東京湾奥の東部に位置し西は東京湾に面し、東南北は9市町と隣接している。</p> <p>市の面積は272.08km<sup>2</sup>であり、県面積の約20分の1を占める。なお、海岸線延長は約42kmである。</p> <p style="text-align: center;"><b>千葉市の位置等</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">位置</td> <td>東 端 緑区小食土町</td> <td>東 経 140° 18'</td> </tr> <tr> <td>西 端 美浜区豊砂</td> <td>東 経 140° 01'</td> </tr> <tr> <td>南 端 緑区小山町</td> <td>北 緯 35° 29'</td> </tr> <tr> <td>北 端 花見川区横戸町</td> <td>北 緯 35° 43'</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">面 積</td> <td>272.08km<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">公有水面埋立</td> <td>33.88 km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ひろがり</td> <td>東西</td> <td>25.6km</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>南北</td> <td>24.5km</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">隣接市町</td> <td>東</td> <td colspan="3">八街市、東金市、大網白里町</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td colspan="3">市原市、茂原市</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td colspan="3">習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p>	位置	東 端 緑区小食土町	東 経 140° 18'	西 端 美浜区豊砂	東 経 140° 01'	南 端 緑区小山町	北 緯 35° 29'	北 端 花見川区横戸町	北 緯 35° 43'	面 積		272.08km <sup>2</sup>	公有水面埋立	33.88 km <sup>2</sup>	ひろがり	東西	25.6km			南北	24.5km			隣接市町	東	八街市、東金市、大網白里町			南	市原市、茂原市			北	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市			8	<p><b>第4章 市の地理的・社会的特徴</b></p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置及び面積</p> <p>市は、首都東京（都心）の40km圏にあり、東京湾奥の東部に位置し西は東京湾に面し、東南北は9市町と隣接している。</p> <p>市の面積は272.08km<sup>2</sup>であり、県面積の約20分の1を占める。なお、海岸線延長は約42kmである。</p> <p style="text-align: center;"><b>千葉市の位置等</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">位置</td> <td>東 端 緑区小食土町</td> <td>東 経 140° 18' 北 緯 35° 31'</td> </tr> <tr> <td>西 端 美浜区豊砂</td> <td>東 経 140° 01' 北 緯 35° 39'</td> </tr> <tr> <td>南 端 緑区小山町</td> <td>東 経 140° 16' 北 緯 35° 29'</td> </tr> <tr> <td>北 端 花見川区横戸町</td> <td>東 経 140° 07' 北 緯 35° 43'</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">面 積</td> <td>272.08km<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">公有水面埋立</td> <td>33.88 km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ひろがり</td> <td>東西</td> <td>25.6km</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>南北</td> <td>24.5km</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">隣接市町</td> <td>東</td> <td colspan="3">八街市、東金市、大網白里町</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td colspan="3">市原市、茂原市</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td colspan="3">習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p>	位置	東 端 緑区小食土町	東 経 140° 18' 北 緯 35° 31'	西 端 美浜区豊砂	東 経 140° 01' 北 緯 35° 39'	南 端 緑区小山町	東 経 140° 16' 北 緯 35° 29'	北 端 花見川区横戸町	東 経 140° 07' 北 緯 35° 43'	面 積		272.08km <sup>2</sup>	公有水面埋立	33.88 km <sup>2</sup>	ひろがり	東西	25.6km			南北	24.5km			隣接市町	東	八街市、東金市、大網白里町			南	市原市、茂原市			北	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市		
位置	東 端 緑区小食土町		東 経 140° 18'																																																																								
	西 端 美浜区豊砂		東 経 140° 01'																																																																								
	南 端 緑区小山町		北 緯 35° 29'																																																																								
	北 端 花見川区横戸町	北 緯 35° 43'																																																																									
面 積		272.08km <sup>2</sup>	公有水面埋立	33.88 km <sup>2</sup>																																																																							
ひろがり	東西	25.6km																																																																									
	南北	24.5km																																																																									
隣接市町	東	八街市、東金市、大網白里町																																																																									
	南	市原市、茂原市																																																																									
	北	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市																																																																									
位置	東 端 緑区小食土町	東 経 140° 18' 北 緯 35° 31'																																																																									
	西 端 美浜区豊砂	東 経 140° 01' 北 緯 35° 39'																																																																									
	南 端 緑区小山町	東 経 140° 16' 北 緯 35° 29'																																																																									
	北 端 花見川区横戸町	東 経 140° 07' 北 緯 35° 43'																																																																									
面 積		272.08km <sup>2</sup>	公有水面埋立	33.88 km <sup>2</sup>																																																																							
ひろがり	東西	25.6km																																																																									
	南北	24.5km																																																																									
隣接市町	東	八街市、東金市、大網白里町																																																																									
	南	市原市、茂原市																																																																									
	北	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市																																																																									

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
10	<p data-bbox="308 296 448 323">(3) 気象</p> <p data-bbox="344 331 1466 401">市の気候は温暖で、平成17年の年間平均気温は15.8℃で、年間降水量は1,314.5mmとなっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。</p> <p data-bbox="819 438 923 466">市の気候</p>  <p>Figure 1: Average temperature and precipitation in Chiba City (Heisei 17). The chart shows monthly precipitation (mm) as bars and average temperature (°C) as a line with diamond markers. The x-axis is labeled from H.1 to H.17. The y-axis for precipitation ranges from 0 to 2,500 mm, and for temperature from 14.0 to 17.0 °C.</p>  <p>Figure 2: Monthly average temperature and precipitation in Chiba City (Heisei 17). The chart shows monthly precipitation (mm) as bars and average temperature (°C) as a line with diamond markers. The x-axis shows months from 1月 to 12月. The y-axis for precipitation ranges from 0.0 to 300.0 mm, and for temperature from 0.0 to 30.0 °C.</p> <p data-bbox="1020 1902 1317 1929">資料 気象庁千葉測候所</p>	10	<p data-bbox="1635 296 1774 323">(3) 気象</p> <p data-bbox="1670 331 2775 401">市の気候は温暖で、<u>平成21年の年間平均気温は16.3℃で、年間降水量は1636.5mm</u>となっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。</p> <p data-bbox="2139 438 2243 466">市の気候</p>  <p>Figure 3: Average temperature and precipitation in Chiba City (Heisei 21). The chart shows monthly precipitation (mm) as bars and average temperature (°C) as a line with diamond markers. The x-axis is labeled from H.7 to H.21. The y-axis for precipitation ranges from 0 to 2,500 mm, and for temperature from 14.0 to 17.0 °C.</p>  <p>Figure 4: Monthly average temperature and precipitation in Chiba City (Heisei 21). The chart shows monthly precipitation (mm) as bars and average temperature (°C) as a line with diamond markers. The x-axis shows months from 1月 to 12月. The y-axis for precipitation ranges from 0.0 to 300.0 mm, and for temperature from 0.0 to 30.0 °C.</p> <p data-bbox="2294 1902 2614 1929">参考 <a href="#">気象庁ホームページ</a></p>

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	新
11	<p>また、風向は次ページのようにになっており、春夏は北東、南西方向からの風が多く、秋は北北東、冬は北北西の風が多くなっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>春</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>夏</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>秋</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>冬</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">千葉地方気象台の風向出現率 データは気象庁アメダスによるH13.2～H18.1の5か年の月別旬別最多風向による。</p> <p><b>2 社会的特徴</b></p> <p>(1) 人口分布等</p> <p>① 人口・世帯数</p> <p>東京都心から40km圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和30年代から50年代前半にかけて急激に増加した。</p> <p>近年人口の伸びは緩やかになっているものの、平成18年3月31日現在の人口は924,063人で、世帯数は389,722世帯である。</p> <p>平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。</p>	<p>また、風向は次ページのようにになっており、春夏は北東、南西方向からの風が多く、秋は北北東、冬は北北西の風が多くなっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>春</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>夏</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>秋</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>冬</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">千葉地方気象台の風向出現率 データは気象庁アメダスによるH17.3～H22.2の5か年の月別旬別最多風向による。</p> <p><b>2 社会的特徴</b></p> <p>(1) 人口分布等</p> <p>① 人口・世帯数</p> <p>東京都心から40km圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和30年代から50年代前半にかけて急激に増加した。</p> <p>近年人口の伸びは緩やかになっているものの、<b>平成22年3月31日現在の人口は955,022人で、世帯数は416,834世帯</b>である。</p> <p>平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。</p>

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																																																																																																																
12	<p>行政区別に見ると、市街地中心部である中央区と、東京に近い花見川区の人口が大きいですが、今後は、大規模住宅開発の見込まれる緑区及び美浜区の人口の増加が大きいと予測される。</p> <p>平成18年3月31日現在では中央区(183,913人)と花見川区(180,906人)がほぼ同数であり、ついで若葉区(149,433人)、稲毛区(149,026人)の順となっている。</p> <p>② 年齢構成</p> <p>年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は14.0%、生産年齢人口である15～64歳の人口は69.5%、65歳以上の人口は16.5%(平成18年3月31日現在)となっている。65歳以上の全国平均は20.0%(平成17年)であり、全国平均に比べ若い人口構成となっている。しかし、今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。</p> <p style="text-align: center;">区別年齢別人口構成</p> <p style="text-align: center;">年齢階級別人口 (住民基本台帳+外国人登録) 単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0～2 乳児</th> <th>3～6 幼児</th> <th>7～14 児童・生徒</th> <th>15～64 生産</th> <th>65～ 高齢者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>4,991</td> <td>6,648</td> <td>11,849</td> <td>127,127</td> <td>33,298</td> <td>183,913</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>4,831</td> <td>6,632</td> <td>13,256</td> <td>125,746</td> <td>30,441</td> <td>180,906</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>3,715</td> <td>5,397</td> <td>10,345</td> <td>104,714</td> <td>24,855</td> <td>149,026</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>3,756</td> <td>5,366</td> <td>10,756</td> <td>100,367</td> <td>29,188</td> <td>149,433</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>3,475</td> <td>5,350</td> <td>11,344</td> <td>78,342</td> <td>15,128</td> <td>113,639</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>4,414</td> <td>6,361</td> <td>11,221</td> <td>105,791</td> <td>19,359</td> <td>147,146</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25,182</td> <td>35,754</td> <td>68,771</td> <td>642,087</td> <td>152,269</td> <td>924,063</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成18年3月31日現在</p>	年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計	中央区	4,991	6,648	11,849	127,127	33,298	183,913	花見川区	4,831	6,632	13,256	125,746	30,441	180,906	稲毛区	3,715	5,397	10,345	104,714	24,855	149,026	若葉区	3,756	5,366	10,756	100,367	29,188	149,433	緑区	3,475	5,350	11,344	78,342	15,128	113,639	美浜区	4,414	6,361	11,221	105,791	19,359	147,146	計	25,182	35,754	68,771	642,087	152,269	924,063	12	<p>行政区別に見ると、市街地中心部である中央区と、東京に近い花見川区の人口が大きいですが、今後は、大規模住宅開発の見込まれる緑区及び美浜区の人口の増加が大きいと予測される。</p> <p><u>平成22年3月31日現在では市域の中央に位置する中央区(196,536人)が最も人口が多く、ついで花見川区(180,225人)、稲毛区(156,225人)、若葉区(151,111人)の順となっている。</u></p> <p>② 年齢構成</p> <p>年齢別に見ると、全体において<u>15歳未満が総人口に占める割合は13.9%、生産年齢人口である15～64歳の人口は66.4%、65歳以上の人口は19.8%(平成22年3月31日現在)となっている。</u><u>65歳以上の全国平均は22.1%(平成20年)であり、全国平均に比べ若い人口構成となっているが、</u>今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。</p> <p style="text-align: center;">区別年齢別人口構成</p> <p style="text-align: center;">年齢階級別人口 (住民基本台帳+外国人登録) 単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0～2 乳児</th> <th>3～6 幼児</th> <th>7～14 児童・生徒</th> <th>15～64 生産</th> <th>65～ 高齢者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td><u>5,438</u></td> <td><u>6,725</u></td> <td><u>13,034</u></td> <td><u>132,600</u></td> <td><u>38,739</u></td> <td><u>196,536</u></td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td><u>4,252</u></td> <td><u>5,989</u></td> <td><u>13,246</u></td> <td><u>119,163</u></td> <td><u>37,575</u></td> <td><u>180,225</u></td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td><u>4,233</u></td> <td><u>5,732</u></td> <td><u>11,129</u></td> <td><u>104,557</u></td> <td><u>30,574</u></td> <td><u>156,225</u></td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td><u>3,544</u></td> <td><u>4,887</u></td> <td><u>10,881</u></td> <td><u>95,666</u></td> <td><u>36,133</u></td> <td><u>151,111</u></td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td><u>3,608</u></td> <td><u>5,345</u></td> <td><u>11,540</u></td> <td><u>81,202</u></td> <td><u>19,381</u></td> <td><u>121,076</u></td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td><u>4,211</u></td> <td><u>5,882</u></td> <td><u>12,629</u></td> <td><u>100,732</u></td> <td><u>26,395</u></td> <td><u>149,849</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>25,286</u></td> <td><u>34,560</u></td> <td><u>72,459</u></td> <td><u>633,920</u></td> <td><u>188,797</u></td> <td><u>955,022</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成22年3月31日現在</p>	年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計	中央区	<u>5,438</u>	<u>6,725</u>	<u>13,034</u>	<u>132,600</u>	<u>38,739</u>	<u>196,536</u>	花見川区	<u>4,252</u>	<u>5,989</u>	<u>13,246</u>	<u>119,163</u>	<u>37,575</u>	<u>180,225</u>	稲毛区	<u>4,233</u>	<u>5,732</u>	<u>11,129</u>	<u>104,557</u>	<u>30,574</u>	<u>156,225</u>	若葉区	<u>3,544</u>	<u>4,887</u>	<u>10,881</u>	<u>95,666</u>	<u>36,133</u>	<u>151,111</u>	緑区	<u>3,608</u>	<u>5,345</u>	<u>11,540</u>	<u>81,202</u>	<u>19,381</u>	<u>121,076</u>	美浜区	<u>4,211</u>	<u>5,882</u>	<u>12,629</u>	<u>100,732</u>	<u>26,395</u>	<u>149,849</u>	計	<u>25,286</u>	<u>34,560</u>	<u>72,459</u>	<u>633,920</u>	<u>188,797</u>	<u>955,022</u>
年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計																																																																																																													
中央区	4,991	6,648	11,849	127,127	33,298	183,913																																																																																																													
花見川区	4,831	6,632	13,256	125,746	30,441	180,906																																																																																																													
稲毛区	3,715	5,397	10,345	104,714	24,855	149,026																																																																																																													
若葉区	3,756	5,366	10,756	100,367	29,188	149,433																																																																																																													
緑区	3,475	5,350	11,344	78,342	15,128	113,639																																																																																																													
美浜区	4,414	6,361	11,221	105,791	19,359	147,146																																																																																																													
計	25,182	35,754	68,771	642,087	152,269	924,063																																																																																																													
年齢	0～2 乳児	3～6 幼児	7～14 児童・生徒	15～64 生産	65～ 高齢者	計																																																																																																													
中央区	<u>5,438</u>	<u>6,725</u>	<u>13,034</u>	<u>132,600</u>	<u>38,739</u>	<u>196,536</u>																																																																																																													
花見川区	<u>4,252</u>	<u>5,989</u>	<u>13,246</u>	<u>119,163</u>	<u>37,575</u>	<u>180,225</u>																																																																																																													
稲毛区	<u>4,233</u>	<u>5,732</u>	<u>11,129</u>	<u>104,557</u>	<u>30,574</u>	<u>156,225</u>																																																																																																													
若葉区	<u>3,544</u>	<u>4,887</u>	<u>10,881</u>	<u>95,666</u>	<u>36,133</u>	<u>151,111</u>																																																																																																													
緑区	<u>3,608</u>	<u>5,345</u>	<u>11,540</u>	<u>81,202</u>	<u>19,381</u>	<u>121,076</u>																																																																																																													
美浜区	<u>4,211</u>	<u>5,882</u>	<u>12,629</u>	<u>100,732</u>	<u>26,395</u>	<u>149,849</u>																																																																																																													
計	<u>25,286</u>	<u>34,560</u>	<u>72,459</u>	<u>633,920</u>	<u>188,797</u>	<u>955,022</u>																																																																																																													

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																																																																
13	<p>③ 人口密度</p> <p>人口密度 (住民基本台帳+外国人登録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 ha</th> <th>人口 人</th> <th>人口密度 人/ha</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>4,481</td> <td>183,913</td> <td>41.0</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>3,424</td> <td>180,906</td> <td>52.8</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>2,125</td> <td>149,026</td> <td>70.1</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>8,421</td> <td>149,433</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>6,641</td> <td>113,639</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>2,116</td> <td>147,146</td> <td>69.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27,208</td> <td>924,063</td> <td>34.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年3月31日現在</p>		面積 ha	人口 人	人口密度 人/ha	中央区	4,481	183,913	41.0	花見川区	3,424	180,906	52.8	稲毛区	2,125	149,026	70.1	若葉区	8,421	149,433	17.7	緑区	6,641	113,639	17.1	美浜区	2,116	147,146	69.5	計	27,208	924,063	34.0	13	<p>③ 人口密度</p> <p>人口密度 (住民基本台帳+外国人登録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>面積 (k㎡)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/k㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>44.81</td> <td>196,536</td> <td>4,386</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>34.24</td> <td>180,225</td> <td>5,264</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>21.25</td> <td>156,225</td> <td>7,352</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>84.21</td> <td>151,111</td> <td>1,794</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>66.41</td> <td>121,076</td> <td>1,823</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>21.16</td> <td>149,849</td> <td>7,082</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>272.08</td> <td>955,022</td> <td>3,510</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年3月31日現在</p>		面積 (k㎡)	人口 (人)	人口密度 (人/k㎡)	中央区	44.81	196,536	4,386	花見川区	34.24	180,225	5,264	稲毛区	21.25	156,225	7,352	若葉区	84.21	151,111	1,794	緑区	66.41	121,076	1,823	美浜区	21.16	149,849	7,082	計	272.08	955,022	3,510
	面積 ha	人口 人	人口密度 人/ha																																																																
中央区	4,481	183,913	41.0																																																																
花見川区	3,424	180,906	52.8																																																																
稲毛区	2,125	149,026	70.1																																																																
若葉区	8,421	149,433	17.7																																																																
緑区	6,641	113,639	17.1																																																																
美浜区	2,116	147,146	69.5																																																																
計	27,208	924,063	34.0																																																																
	面積 (k㎡)	人口 (人)	人口密度 (人/k㎡)																																																																
中央区	44.81	196,536	4,386																																																																
花見川区	34.24	180,225	5,264																																																																
稲毛区	21.25	156,225	7,352																																																																
若葉区	84.21	151,111	1,794																																																																
緑区	66.41	121,076	1,823																																																																
美浜区	21.16	149,849	7,082																																																																
計	272.08	955,022	3,510																																																																

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																																																																
13	<p>④ 昼間人口 平成 12 年 10 月 1 日国勢調査時の常住人口 887,164 人から年齢不詳の人口を除いた夜間人口 883,008 人より、日々通勤・通学している定常的な移動人口である流出・流入人口を加減して算出した昼間人口は 858,702 人で、前回国勢調査時（平成 7 年）に比べ 28,363 人、3.4%増加している。</p> <p>※昼間人口算出には、旅行、買い物、娯楽などのための非日常的な移動は含まない。 また、幼稚園、保育所に定常的に通っている幼児についても移動人口としてとらえていない。</p> <p>ア 流出人口 千葉市民で千葉市外を従業・通学地とする流出人口は平成 12 年国勢調査時 201,875 人で、前回に比べ 13,481 人、6.3%減少している。</p> <p>イ 流入人口 千葉市を従業・通学地として市外から流入する人口は平成 12 年国勢調査時 177,569 人で、前回に比べ 11,533 人、6.1%減少している。</p> <p>ウ 昼夜間人口比率 平成 12 年国勢調査で昼間人口を見ると次表のとおりであり、市全体では夜間人口が昼間人口を上回っている。行政区別では、中央区が 144%、美浜区が 107%と昼間人口が夜間人口を上回っているが、他の 4 区は逆に、夜間人口が昼間人口を上回っている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>昼夜間人口比率</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>夜間人口：人(A)</th> <th>昼間人口：人(B)</th> <th>昼夜間人口比率 (B/A)×100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中央区</td><td>170,481</td><td>245,371</td><td>143.9</td></tr> <tr><td>花見川区</td><td>179,529</td><td>131,443</td><td>73.2</td></tr> <tr><td>稲毛区</td><td>147,475</td><td>135,926</td><td>92.2</td></tr> <tr><td>若葉区</td><td>149,276</td><td>123,238</td><td>82.6</td></tr> <tr><td>緑 区</td><td>101,721</td><td>79,268</td><td>77.9</td></tr> <tr><td>美浜区</td><td>134,526</td><td>143,456</td><td>106.6</td></tr> <tr><td>計</td><td>883,008</td><td>858,702</td><td>97.2</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">国勢調査（平成 12 年 総務省統計局）</p> </div>	区分	夜間人口：人(A)	昼間人口：人(B)	昼夜間人口比率 (B/A)×100	中央区	170,481	245,371	143.9	花見川区	179,529	131,443	73.2	稲毛区	147,475	135,926	92.2	若葉区	149,276	123,238	82.6	緑 区	101,721	79,268	77.9	美浜区	134,526	143,456	106.6	計	883,008	858,702	97.2	14	<p>④ 昼間人口 <u>平成 17 年 10 月 1 日国勢調査時の常住人口 924,319 人から年齢不詳の人口を除いた夜間人口 919,550 人より、日々通勤・通学している定常的な移動人口である流出・流入人口を加減して算出した昼間人口は 894,027 人で、前回国勢調査時（平成 12 年）に比べ 35,325 人、4.1%増加している。</u></p> <p>※昼間人口算出には、旅行、買い物、娯楽などのための非日常的な移動は含まない。 また、幼稚園、保育所に定常的に通っている幼児についても移動人口としてとらえていない。</p> <p>ア 流出人口 千葉市民で千葉市外を従業・通学地とする流出人口は<u>平成 17 年国勢調査時 200,816 人で、前回に比べ 1,059 人、0.5%減少</u>している。</p> <p>イ 流入人口 千葉市を従業・通学地として市外から流入する人口は<u>平成 17 年国勢調査時 175,293 人で、前回に比べ 2,276 人、1.3%減少</u>している。</p> <p>ウ 昼夜間人口比率 <u>平成 17 年国勢調査</u>で昼間人口を見ると次表のとおりであり、市全体では夜間人口が昼間人口を上回っている。行政区別では、<u>中央区が 137.7%、美浜区が 109.4%</u>と昼間人口が夜間人口を上回っているが、他の 4 区は逆に、夜間人口が昼間人口を上回っている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>昼夜間人口比率</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>夜間人口：人(A)</th> <th>昼間人口：人(B)</th> <th>昼夜間人口比率 (B/A)×100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中央区</td><td><u>180,833</u></td><td><u>249,071</u></td><td><u>137.7</u></td></tr> <tr><td>花見川区</td><td><u>181,545</u></td><td><u>137,007</u></td><td><u>75.5</u></td></tr> <tr><td>稲毛区</td><td><u>149,674</u></td><td><u>135,590</u></td><td><u>90.6</u></td></tr> <tr><td>若葉区</td><td><u>149,269</u></td><td><u>125,740</u></td><td><u>84.2</u></td></tr> <tr><td>緑 区</td><td><u>112,722</u></td><td><u>87,495</u></td><td><u>77.6</u></td></tr> <tr><td>美浜区</td><td><u>145,507</u></td><td><u>159,124</u></td><td><u>109.4</u></td></tr> <tr><td>計</td><td><u>919,550</u></td><td><u>894,027</u></td><td><u>97.2</u></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">国勢調査（平成 17 年 総務省統計局）</p> </div>	区分	夜間人口：人(A)	昼間人口：人(B)	昼夜間人口比率 (B/A)×100	中央区	<u>180,833</u>	<u>249,071</u>	<u>137.7</u>	花見川区	<u>181,545</u>	<u>137,007</u>	<u>75.5</u>	稲毛区	<u>149,674</u>	<u>135,590</u>	<u>90.6</u>	若葉区	<u>149,269</u>	<u>125,740</u>	<u>84.2</u>	緑 区	<u>112,722</u>	<u>87,495</u>	<u>77.6</u>	美浜区	<u>145,507</u>	<u>159,124</u>	<u>109.4</u>	計	<u>919,550</u>	<u>894,027</u>	<u>97.2</u>
区分	夜間人口：人(A)	昼間人口：人(B)	昼夜間人口比率 (B/A)×100																																																																
中央区	170,481	245,371	143.9																																																																
花見川区	179,529	131,443	73.2																																																																
稲毛区	147,475	135,926	92.2																																																																
若葉区	149,276	123,238	82.6																																																																
緑 区	101,721	79,268	77.9																																																																
美浜区	134,526	143,456	106.6																																																																
計	883,008	858,702	97.2																																																																
区分	夜間人口：人(A)	昼間人口：人(B)	昼夜間人口比率 (B/A)×100																																																																
中央区	<u>180,833</u>	<u>249,071</u>	<u>137.7</u>																																																																
花見川区	<u>181,545</u>	<u>137,007</u>	<u>75.5</u>																																																																
稲毛区	<u>149,674</u>	<u>135,590</u>	<u>90.6</u>																																																																
若葉区	<u>149,269</u>	<u>125,740</u>	<u>84.2</u>																																																																
緑 区	<u>112,722</u>	<u>87,495</u>	<u>77.6</u>																																																																
美浜区	<u>145,507</u>	<u>159,124</u>	<u>109.4</u>																																																																
計	<u>919,550</u>	<u>894,027</u>	<u>97.2</u>																																																																

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	新
16	<div data-bbox="400 325 756 661"> <p>市外で従業、通学 (流出人口) 22.9%</p> <p>市内で従業、通学、生活 77.1%</p> </div> <p data-bbox="415 682 638 724">夜間人口 883,008 人</p> <div data-bbox="979 325 1335 661"> <p>市外に常住 (流入人口) 20.7%</p> <p>市内に常住 79.3%</p> </div> <p data-bbox="934 682 1157 724">昼間人口 858,702 人</p> <div data-bbox="311 745 771 1113"> <p>東京都特別区部 53.3%</p> <p>その他 24.6%</p> <p>市川市 4.1%</p> <p>市原市 4.9%</p> <p>習志野市 5.0%</p> <p>船橋市 8.1%</p> </div> <p data-bbox="371 1144 682 1186">流出人口割合内訳 201,875 人</p> <div data-bbox="920 735 1439 1144"> <p>市原市 13.0%</p> <p>船橋市 9.4%</p> <p>東京都特別区部 7.5%</p> <p>四街道市 7.3%</p> <p>習志野市 5.2%</p> <p>八千代市 4.3%</p> <p>佐倉市 5.2%</p> <p>市川市 3.7%</p> <p>八街市 3.7%</p> <p>茂原市 3.5%</p> <p>その他 37.2%</p> </div> <p data-bbox="905 1144 1231 1186">流入人口割合内訳 177,569 人</p> <p data-bbox="326 1365 534 1407">(2) 都市構造等</p> <p data-bbox="356 1407 549 1438">①～② (略)</p> <p data-bbox="356 1438 549 1470">③ 建物分布等</p> <p data-bbox="385 1470 1469 1575">本市の建物の棟数(平成17年1月1日現在)は、212,778棟で、このうち木造家屋は、全体の75.0%にあたる159,516棟(千葉市統計書平成17年度版)であり、美浜区を除く全ての区で木造家屋の比率は75%を超えている。</p> <p data-bbox="385 1575 1469 1690">また、百貨店、映画館、ホテル、病院など、不特定多数の人々が入り出りする施設で、消防法で定める特定防火対象物となっているものは、4,191(平成18年4月1日)あり、特に中央区に集中している。</p>	<div data-bbox="1765 325 2122 661"> <p>市外で従業、通学 (流出人口) 21.9%</p> <p>市内で従業、通学、生活 77.1%</p> </div> <p data-bbox="1751 714 1973 756">夜間人口 <u>919,550 人</u></p> <div data-bbox="2240 325 2597 661"> <p>市外に常住 (流入人口) 19.6%</p> <p>市内に常住 80.4%</p> </div> <p data-bbox="2196 714 2418 756">昼間人口 <u>894,027 人</u></p> <div data-bbox="1706 787 2151 1144"> <p>東京都特別区部 51.9%</p> <p>その他 25.6%</p> <p>市川市 3.7%</p> <p>市原市 5.1%</p> <p>習志野市 5.2%</p> <p>船橋市 8.5%</p> </div> <p data-bbox="1765 1218 2092 1291">流出人口割合内訳 <u>199,207 人 (15歳以上)</u></p> <div data-bbox="2226 787 2745 1197"> <p>市原市 13.9%</p> <p>船橋市 9.1%</p> <p>四街道市 7.2%</p> <p>東京都特別区部 7.0%</p> <p>習志野市 5.3%</p> <p>佐倉市 5.3%</p> <p>八千代市 4.9%</p> <p>茂原市 3.6%</p> <p>市川市 3.5%</p> <p>八街市 3.5%</p> <p>その他 37.4%</p> </div> <p data-bbox="2196 1218 2537 1291">流入人口割合内訳 <u>174,138 人 (15歳以上)</u></p> <p data-bbox="1647 1365 1855 1407">(2) 都市構造等</p> <p data-bbox="1676 1407 1869 1438">①～② (略)</p> <p data-bbox="1676 1438 1869 1470">③ 建物分布等</p> <p data-bbox="1706 1470 2789 1575">本市の建物の棟数(平成21年1月1日現在)は、<u>220,169棟</u>で、このうち木造家屋は、全体の<u>74.8%にあたる164,601棟</u>(千葉市統計書平成21年度版)であり、美浜区を除く全ての区で木造家屋の比率は7割を超えている。</p> <p data-bbox="1706 1575 2789 1690">また、百貨店、映画館、ホテル、病院など、不特定多数の人々が入り出りする施設で、消防法で定める特定防火対象物となっているものは、<u>5,100(平成22年3月31日)</u>あり、特に中央区に集中している。</p>



# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																																																																												
16	<p>④ ライフライン施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標値</th> <th>単位</th> <th>時点・期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯消費量</td> <td style="text-align: right;">1,454,535</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1000kWh</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成16年</td> </tr> <tr> <td>電力消費量</td> <td style="text-align: right;">2,871,232</td> </tr> <tr> <td>都市ガス消費量(家庭用)</td> <td style="text-align: right;">101,408</td> <td style="text-align: center;">1000m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">平成16年</td> </tr> <tr> <td>上水道給水人口</td> <td style="text-align: right;">880,458</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td>上水道給水区域人口</td> <td style="text-align: right;">916,937</td> </tr> <tr> <td>上水道年間給水量</td> <td style="text-align: right;">94,791</td> <td style="text-align: center;">1000m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">平成16年度</td> </tr> <tr> <td>下水道処理区域人口</td> <td style="text-align: right;">862,962</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">平成16年度末</td> </tr> <tr> <td>下水道処理区域面積</td> <td style="text-align: right;">112.3</td> <td style="text-align: center;">km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td style="text-align: right;">94.1</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>加入電話数</td> <td style="text-align: right;">372,776</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">平成16年度末</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">千葉市統計課</p>	項目	指標値	単位	時点・期間	電灯消費量	1,454,535	1000kWh	平成16年	電力消費量	2,871,232	都市ガス消費量(家庭用)	101,408	1000m <sup>3</sup>	平成16年	上水道給水人口	880,458	人	平成16年度	上水道給水区域人口	916,937	上水道年間給水量	94,791	1000m <sup>3</sup>	平成16年度	下水道処理区域人口	862,962	人	平成16年度末	下水道処理区域面積	112.3	km <sup>2</sup>	下水道普及率	94.1	%	加入電話数	372,776	台	平成16年度末	16	<p>④ ライフライン施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標値</th> <th>単位</th> <th>時点・期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯消費量</td> <td style="text-align: right;"><u>25.96</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">億kWh</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>平成20年</u></td> </tr> <tr> <td>電力消費量</td> <td style="text-align: right;"><u>78.38</u></td> </tr> <tr> <td>都市ガス消費量(家庭用)</td> <td style="text-align: right;"><u>109,941</u></td> <td style="text-align: center;">千m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;"><u>平成20年</u></td> </tr> <tr> <td>上水道給水人口</td> <td style="text-align: right;"><u>915,826</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>平成20年度</u></td> </tr> <tr> <td>上水道給水区域人口</td> <td style="text-align: right;"><u>948,402</u></td> </tr> <tr> <td>上水道年間給水量</td> <td style="text-align: right;"><u>95,200</u></td> <td style="text-align: center;">千m<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;"><u>平成20年度</u></td> </tr> <tr> <td>下水道処理区域人口</td> <td style="text-align: right;"><u>920,581</u></td> <td style="text-align: center;">人</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;"><u>平成20年度末</u></td> </tr> <tr> <td>下水道処理区域面積</td> <td style="text-align: right;"><u>120.0</u></td> <td style="text-align: center;">km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td style="text-align: right;"><u>97.1</u></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>加入電話数</td> <td style="text-align: right;"><u>245,617</u></td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;"><u>平成20年度末</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">千葉市統計課</p>	項目	指標値	単位	時点・期間	電灯消費量	<u>25.96</u>	億kWh	<u>平成20年</u>	電力消費量	<u>78.38</u>	都市ガス消費量(家庭用)	<u>109,941</u>	千m <sup>3</sup>	<u>平成20年</u>	上水道給水人口	<u>915,826</u>	人	<u>平成20年度</u>	上水道給水区域人口	<u>948,402</u>	上水道年間給水量	<u>95,200</u>	千m <sup>3</sup>	<u>平成20年度</u>	下水道処理区域人口	<u>920,581</u>	人	<u>平成20年度末</u>	下水道処理区域面積	<u>120.0</u>	km <sup>2</sup>	下水道普及率	<u>97.1</u>	%	加入電話数	<u>245,617</u>	台	<u>平成20年度末</u>
項目	指標値	単位	時点・期間																																																																												
電灯消費量	1,454,535	1000kWh	平成16年																																																																												
電力消費量	2,871,232																																																																														
都市ガス消費量(家庭用)	101,408	1000m <sup>3</sup>	平成16年																																																																												
上水道給水人口	880,458	人	平成16年度																																																																												
上水道給水区域人口	916,937																																																																														
上水道年間給水量	94,791	1000m <sup>3</sup>	平成16年度																																																																												
下水道処理区域人口	862,962	人	平成16年度末																																																																												
下水道処理区域面積	112.3	km <sup>2</sup>																																																																													
下水道普及率	94.1	%																																																																													
加入電話数	372,776	台	平成16年度末																																																																												
項目	指標値	単位	時点・期間																																																																												
電灯消費量	<u>25.96</u>	億kWh	<u>平成20年</u>																																																																												
電力消費量	<u>78.38</u>																																																																														
都市ガス消費量(家庭用)	<u>109,941</u>	千m <sup>3</sup>	<u>平成20年</u>																																																																												
上水道給水人口	<u>915,826</u>	人	<u>平成20年度</u>																																																																												
上水道給水区域人口	<u>948,402</u>																																																																														
上水道年間給水量	<u>95,200</u>	千m <sup>3</sup>	<u>平成20年度</u>																																																																												
下水道処理区域人口	<u>920,581</u>	人	<u>平成20年度末</u>																																																																												
下水道処理区域面積	<u>120.0</u>	km <sup>2</sup>																																																																													
下水道普及率	<u>97.1</u>	%																																																																													
加入電話数	<u>245,617</u>	台	<u>平成20年度末</u>																																																																												
17	<p>(3) 交通</p> <p>① (略)</p> <p>② 鉄道</p> <p>千葉市の鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の動脈となるJR総武本線、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。</p> <p>市内には、JR線18駅、京成線13駅、及び千葉都市モノレール18駅の合計49駅が設置され、それぞれを中心として市街地が形成されている。なかでも千葉及び稲毛のJR2駅は、JRやバス路線のターミナルとして、市内陸部や周辺市町へのアクセス拠点となっており、乗降客は1日約10～20万人を数える。</p> <p>そのほか、乗降客が1日3万人を超える駅として、JR幕張本郷駅(約5万人)、幕張駅(約3万人)、新検見川駅(約5万人)、西千葉駅(約5万人)、都賀駅(約4万人)、蘇我駅(約5万人)、鎌取駅(約3万人)、海浜幕張駅(約9万人)、検見川浜駅(約3万人)、稲毛海岸駅(約4万人)がある。</p> <p>JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の千葉中央駅(約2万人)、京成千葉駅(約1万人)、京成幕張本郷駅(約1万人)、千葉都市モノレールの千葉駅(約2万人)、千葉みなと駅(約1万人)、都賀駅(約1万人)のほかは、いずれも1万人に満たない。</p> <p>乗降客数が増加傾向にあるのは、大規模集客施設の開設が続いた海浜幕張駅・蘇我駅、付近の宅地造成が進む鎌取駅、マンション建設が続く千葉みなと駅などである。その他の駅については、市の人口の増加が緩やかになるのに伴って、ほぼ横ばいとなっている。</p> <p style="text-align: center;">(図表略)</p>	17	<p>(3) 交通</p> <p>① (略)</p> <p>② 鉄道</p> <p>千葉市の鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の動脈となるJR総武本線、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。</p> <p>市内には、JR線18駅、京成線13駅、及び千葉都市モノレール18駅の合計49駅が設置され、それぞれを中心として市街地が形成されている。なかでも<u>千葉、稲毛及び海浜幕張のJR3駅は、JRやバス路線のターミナルとして、</u>市内陸部や周辺市町へのアクセス拠点となっており、<u>乗車人員</u>は1日平均約5～10万人を数える。</p> <p>そのほか、<u>乗車人員</u>が1日平均2万人を超える駅として、JR幕張本郷駅(約2万6千人)、新検見川駅(約2万4千人)、西千葉駅(約2万4千人)、都賀駅(約2万人)、蘇我駅(約3万1千人)、稲毛海岸駅(約2万3千人)がある。</p> <p><u>また、JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の千葉中央駅(約1万2千人)、京成千葉駅(約7千人)、京成幕張本郷駅(約6千4百人)、千葉都市モノレールの千葉駅(約1万1千人)、千葉みなと駅(約6千7百人)、都賀駅(約5千6百人)のほかは、いずれも乗車人員が1日平均5千人に満たない。</u></p> <p><u>なお、宅地造成・マンション建設に伴う人口増や、大規模集客施設の開設に伴い、一部の駅の乗車人員数は増加傾向にあるが、それ以外の駅については、市の人口の増加が緩やかになるのに伴って、ほぼ横ばいとなっている。</u></p> <p style="text-align: center;">(図表略)</p>																																																																												
18	<p>③ 港湾</p> <p>産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約130kmに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800haの日本一広い港湾である。</p> <p>本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾に指定され、現在本港の主要産業が東京湾内の産業に占める割合は、石油化学製品(エチレン)生産能力の約70%、石油精製能力の45%、ガス販売量の約40%、粗鋼生産量の約25%と、千</p>	18	<p>③ 港湾</p> <p>産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約130kmに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800haの日本一広い港湾である。</p> <p>本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾に指定され、<u>現在も、</u>千葉県はもとより全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。</p> <p>近年は、工業港としての機能に加え、平成6年より千葉港中央地区で外貿コンテナの取扱いが始</p>																																																																												

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																
	<p>葉県はもとより全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。</p> <p>近年は、工業港としての機能に加え、平成6年より千葉港中央地区で外貿コンテナの取扱いが始まるなど、流通港湾としての役割も大きくなっており、地域経済や市民生活はもとより、我が国経済の発展と安定を支える国際貿易港としても重要な役割を果たしている。</p> <p>貨物取扱量は全国第2位（1億6925万トン、平成16年）、貿易額は全国第8位（3兆5159億円、同）となっている。</p> <p>また千葉港は、人工海浜6箇所（約6.5km）や親水公園・緑地15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。</p> <p>管理機関は、千葉県千葉地域整備センター千葉港湾事務所と千葉県葛南地域整備センター葛南港湾事務所である。</p> <p style="text-align: center;"><b>千葉港の概要</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">公共主要施設</th> <th style="width: 15%;">対象船舶</th> <th style="width: 15%;">港格</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,080m（91バース）</li> <li>・物揚場等 総延長6,512m</li> <li>・ガントリークレーン2基</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">300～30,000 重量トン※</td> <td style="text-align: center;">特定重要港湾※</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾</li> <li>・貨物取扱量全国第2位の国際貿易港</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 重量トン：ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。 重要港湾：国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾。 特定重要港湾：重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な政令で定められた港湾。</p> <p>(4) (略)</p>	公共主要施設	対象船舶	港格	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,080m（91バース）</li> <li>・物揚場等 総延長6,512m</li> <li>・ガントリークレーン2基</li> </ul>	300～30,000 重量トン※	特定重要港湾※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾</li> <li>・貨物取扱量全国第2位の国際貿易港</li> </ul>		<p>まるなど、流通港湾としての役割も大きくなっており、地域経済や市民生活はもとより、我が国経済の発展と安定を支える国際貿易港としても重要な役割を果たしている。</p> <p>貨物取扱量は全国第2位（<u>1億6514万トン、平成20年</u>）、貿易額は全国第8位（<u>6兆8521億円、同</u>）となっている。</p> <p>また千葉港は、人工海浜6箇所（約6.5km）や親水公園・緑地15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。</p> <p>管理機関は、千葉県千葉地域整備センター千葉港湾事務所と千葉県葛南地域整備センター葛南港湾事務所である。</p> <p style="text-align: center;"><b>千葉港の概要</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">公共主要施設</th> <th style="width: 15%;">対象船舶</th> <th style="width: 15%;">港格</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長<u>11,606m（94バース）</u></li> <li>・物揚場等 総延長6,512m</li> <li>・ガントリークレーン2基</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">300～30,000 重量トン※</td> <td style="text-align: center;">特定重要港湾※</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾</li> <li>・貨物取扱量全国第2位の国際貿易港</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 重量トン：ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。 重要港湾：国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾。 特定重要港湾：重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な政令で定められた港湾。</p> <p>(4) (略)</p>	公共主要施設	対象船舶	港格	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長<u>11,606m（94バース）</u></li> <li>・物揚場等 総延長6,512m</li> <li>・ガントリークレーン2基</li> </ul>	300～30,000 重量トン※	特定重要港湾※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾</li> <li>・貨物取扱量全国第2位の国際貿易港</li> </ul>
公共主要施設	対象船舶	港格	備考																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,080m（91バース）</li> <li>・物揚場等 総延長6,512m</li> <li>・ガントリークレーン2基</li> </ul>	300～30,000 重量トン※	特定重要港湾※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾</li> <li>・貨物取扱量全国第2位の国際貿易港</li> </ul>																
公共主要施設	対象船舶	港格	備考																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長<u>11,606m（94バース）</u></li> <li>・物揚場等 総延長6,512m</li> <li>・ガントリークレーン2基</li> </ul>	300～30,000 重量トン※	特定重要港湾※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾</li> <li>・貨物取扱量全国第2位の国際貿易港</li> </ul>																

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																																																																																				
19	<p>(5) 石油コンビナート</p> <p>千葉県の東京湾沿岸の埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき、京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区及び京葉臨海南部地区の3地区の特別防災区域が指定されている。</p> <p>これらの特別防災区域は、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで全国有数のコンビナート地帯を形成している。</p> <p>このうち、京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.2km<sup>2</sup>、総事業所数174社、そのうち62の特定事業所（第1種事業所32（レイアウト事業所23）、第2種事業所30）で形成されており、全国84の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。</p> <p style="text-align: center;"><b>京葉臨海中部地区特別防災区域概況表</b> (平成18年5月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市</th> <th rowspan="2">区域面積 km<sup>2</sup></th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th colspan="3">特定事業所*2</th> <th rowspan="2">その他事業所 (うち石油を取り扱う事業所)</th> </tr> <tr> <th>石油 千kl</th> <th>高压ガス 百万Nm<sup>3</sup>*1</th> <th>総数</th> <th>第一種事業所 (うちレイアウト事業所*3)</th> <th>第二種事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td rowspan="4">45.2</td> <td>336</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>5(3)</td> <td>3</td> <td>21(20)</td> </tr> <tr> <td>市原市</td> <td>15,450</td> <td>2,084</td> <td>38</td> <td>19(16)</td> <td>19</td> <td>70(41)</td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市</td> <td>4,757</td> <td>250</td> <td>16</td> <td>8(4)</td> <td>8</td> <td>21(21)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>20,543</td> <td>2,355</td> <td>62</td> <td>32(23)</td> <td>30</td> <td>112(82)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 Nm<sup>3</sup>：零℃1気圧における気体の体積を表す単位 *2 特定事業所：石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所 *3 レイアウト事業所：石油と高压ガスの両方を貯蔵し取り扱っている事業所</p> <p>3 (略)</p>	関係市	区域面積 km <sup>2</sup>	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所*2			その他事業所 (うち石油を取り扱う事業所)	石油 千kl	高压ガス 百万Nm <sup>3</sup> *1	総数	第一種事業所 (うちレイアウト事業所*3)	第二種事業所	千葉市	45.2	336	21	8	5(3)	3	21(20)	市原市	15,450	2,084	38	19(16)	19	70(41)	袖ヶ浦市	4,757	250	16	8(4)	8	21(21)	小計	20,543	2,355	62	32(23)	30	112(82)	19	<p>(5) 石油コンビナート</p> <p>千葉県の東京湾沿岸の埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき、京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区及び京葉臨海南部地区の3地区の特別防災区域が指定されている。</p> <p>これらの特別防災区域は、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで全国有数のコンビナート地帯を形成している。</p> <p>このうち、京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.2km<sup>2</sup>、総事業所数は171社、そのうち61の特定事業所（第1種事業所30（レイアウト事業所23）、第2種事業所31）で形成されており、全国85の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。</p> <p style="text-align: center;"><b>京葉臨海中部地区特別防災区域概況表</b> (平成22年4月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市</th> <th rowspan="2">区域面積 km<sup>2</sup></th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th colspan="3">特定事業所*2</th> <th rowspan="2">その他事業所 (うち石油を取り扱う事業所)</th> </tr> <tr> <th>石油 千kl</th> <th>高压ガス 百万Nm<sup>3</sup>*1</th> <th>総数</th> <th>第一種事業所 (うちレイアウト事業所*3)</th> <th>第二種事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td rowspan="4">45.2</td> <td>431</td> <td>31</td> <td>8</td> <td>5(3)</td> <td>3</td> <td>18(18)</td> </tr> <tr> <td>市原市</td> <td>16,808</td> <td>2,097</td> <td>37</td> <td>18(16)</td> <td>19</td> <td>70(41)</td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市</td> <td>4,149</td> <td>257</td> <td>16</td> <td>7(4)</td> <td>9</td> <td>22(22)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>21,388</td> <td>2,385</td> <td>61</td> <td>30(23)</td> <td>31</td> <td>110(81)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 Nm<sup>3</sup>：零℃1気圧における気体の体積を表す単位 *2 特定事業所：石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所 *3 レイアウト事業所：石油と高压ガスの両方を貯蔵し取り扱っている事業所</p> <p>3 (略)</p>	関係市	区域面積 km <sup>2</sup>	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所*2			その他事業所 (うち石油を取り扱う事業所)	石油 千kl	高压ガス 百万Nm <sup>3</sup> *1	総数	第一種事業所 (うちレイアウト事業所*3)	第二種事業所	千葉市	45.2	431	31	8	5(3)	3	18(18)	市原市	16,808	2,097	37	18(16)	19	70(41)	袖ヶ浦市	4,149	257	16	7(4)	9	22(22)	小計	21,388	2,385	61	30(23)	31	110(81)
関係市	区域面積 km <sup>2</sup>			貯蔵・取扱・処理量		特定事業所*2				その他事業所 (うち石油を取り扱う事業所)																																																																													
		石油 千kl	高压ガス 百万Nm <sup>3</sup> *1	総数	第一種事業所 (うちレイアウト事業所*3)	第二種事業所																																																																																	
千葉市	45.2	336	21	8	5(3)	3	21(20)																																																																																
市原市		15,450	2,084	38	19(16)	19	70(41)																																																																																
袖ヶ浦市		4,757	250	16	8(4)	8	21(21)																																																																																
小計		20,543	2,355	62	32(23)	30	112(82)																																																																																
関係市	区域面積 km <sup>2</sup>	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所*2			その他事業所 (うち石油を取り扱う事業所)																																																																																
		石油 千kl	高压ガス 百万Nm <sup>3</sup> *1	総数	第一種事業所 (うちレイアウト事業所*3)	第二種事業所																																																																																	
千葉市	45.2	431	31	8	5(3)	3	18(18)																																																																																
市原市		16,808	2,097	37	18(16)	19	70(41)																																																																																
袖ヶ浦市		4,149	257	16	7(4)	9	22(22)																																																																																
小計		21,388	2,385	61	30(23)	31	110(81)																																																																																

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	新
22	<p>第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等</p> <p>国、都道府県、市町村におけるそれぞれの国民保護措置等の仕組みを図示する。</p> <p style="text-align: center;">国民の保護に関する措置の仕組み</p>	<p>第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等</p> <p>国、都道府県、市町村におけるそれぞれの国民保護措置等の仕組みを図示する。</p> <p style="text-align: center;">国民の保護に関する措置の仕組み</p>

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																				
22	<p>市の事務又は業務の大綱は、以下のとおりとする。【法第16条第1・2項、第27条第1項、第39条第1項、第41条、第42条第1項、第178条第1・2項、183条】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> </div> <p>なお、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務並びに関係機関の連絡先等は別途資料編にて整理する。</p> <p><b>第2編 武力攻撃事態等への備えと対処</b></p> <p><b>第1章 平素からの備え</b></p> <p><b>第1 組織及び体制の整備</b></p> <p>1 市における組織・体制の整備【法第41条】</p>	22	<p>市の事務又は業務の大綱は、以下のとおりとする。【法第16条第1・2項、第27条第1項、第39条第1項、第41条、第42条第1項、第178条第1・2項、183条】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> </div> <p style="color: red;">なお、指定公共機関及び指定地方公共機関等の連絡先等は別途資料編にて整理する。</p> <p><b>第2編 武力攻撃事態等への備えと対処</b></p> <p><b>第1章 平素からの備え</b></p> <p><b>第1 組織及び体制の整備</b></p> <p>1 市における組織・体制の整備【法第41条】</p>																				
23	<p>(1) 市の各局・区等における平素の業務 市の各局・区等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>【市の各局・区等における平素の業務】イメージ</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局名</th> <th style="width: 85%;">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員及び配備に関すること</li> <li>・国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関すること</li> <li>・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関すること</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画調整局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・提供及び通信に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財政局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・被災者に対する市税の減免措置等に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・市国民保護計画に関すること</li> <li>・初動体制及び職員参集基準の整備に関すること</li> <li>・県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・通信体制の整備に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員及び配備に関すること</li> <li>・国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関すること</li> <li>・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関すること</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること など</li> </ul>	企画調整局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・提供及び通信に関すること など</li> </ul>	財政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・被災者に対する市税の減免措置等に関すること など</li> </ul>	市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・市国民保護計画に関すること</li> <li>・初動体制及び職員参集基準の整備に関すること</li> <li>・県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・通信体制の整備に関すること</li> </ul>	23	<p>(1) 市の各局・区等における平素の業務 市の各局・区等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>【市の各局・区等における平素の業務】イメージ</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局名</th> <th style="width: 85%;">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員及び配備に関すること</li> <li>・国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関すること</li> <li>・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関すること</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること</li> <li style="color: red;">・情報収集・提供及び通信に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><span style="color: red;">総合政策局</span></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li style="color: red;">・広報及び広聴に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財政局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・被災者に対する市税の減免措置等に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・市国民保護計画に関すること</li> <li>・初動体制及び職員参集基準の整備に関すること</li> <li>・県、指定地方行政機関、<span style="color: red;">指定公共機関</span>、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li style="color: red;">・国民保護に係る啓発に関すること</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員及び配備に関すること</li> <li>・国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関すること</li> <li>・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関すること</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること</li> <li style="color: red;">・情報収集・提供及び通信に関すること など</li> </ul>	<span style="color: red;">総合政策局</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li style="color: red;">・広報及び広聴に関すること など</li> </ul>	財政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・被災者に対する市税の減免措置等に関すること など</li> </ul>	市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・市国民保護計画に関すること</li> <li>・初動体制及び職員参集基準の整備に関すること</li> <li>・県、指定地方行政機関、<span style="color: red;">指定公共機関</span>、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li style="color: red;">・国民保護に係る啓発に関すること</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関すること</li> </ul>
部局名	平素の業務																						
総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員及び配備に関すること</li> <li>・国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関すること</li> <li>・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関すること</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること など</li> </ul>																						
企画調整局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・提供及び通信に関すること など</li> </ul>																						
財政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・被災者に対する市税の減免措置等に関すること など</li> </ul>																						
市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・市国民保護計画に関すること</li> <li>・初動体制及び職員参集基準の整備に関すること</li> <li>・県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関すること</li> <li>・特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・通信体制の整備に関すること</li> </ul>																						
部局名	平素の業務																						
総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員及び配備に関すること</li> <li>・国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関すること</li> <li>・在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関すること</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること</li> <li style="color: red;">・情報収集・提供及び通信に関すること など</li> </ul>																						
<span style="color: red;">総合政策局</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li style="color: red;">・広報及び広聴に関すること など</li> </ul>																						
財政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・被災者に対する市税の減免措置等に関すること など</li> </ul>																						
市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・市国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>・市国民保護計画に関すること</li> <li>・初動体制及び職員参集基準の整備に関すること</li> <li>・県、指定地方行政機関、<span style="color: red;">指定公共機関</span>、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関すること</li> <li style="color: red;">・国民保護に係る啓発に関すること</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関すること</li> </ul>																						

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事</li> <li>・自主防災組織等の支援に関する事</li> <li>・物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・通信体制の整備に関する事</li> <li>・市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事</li> <li>・<b>災害時要援護者の対策に関する事</b></li> <li>・自主防災組織等の支援に関する事</li> <li>・物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など</li> </ul>
	保健福祉局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の医療、助産、救護に関する事</li> <li>・保健衛生・防疫活動に関する事</li> <li>・医療品及び衛生資材等の確保に関する事</li> <li>・市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事</li> <li>・飲料水及び食品の衛生に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事</li> <li>・災害時要援護者の対策に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>・動物の保護等に関する事 など</li> </ul>		保健福祉局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の医療、助産、救護に関する事</li> <li>・保健衛生・防疫活動に関する事</li> <li>・医療品及び衛生資材等の確保に関する事</li> <li>・市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事</li> <li>・飲料水及び食品の衛生に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事</li> <li>・災害時要援護者の対策に関する事</li> <li>・<b>社会福祉施設の対策に関する事</b></li> <li>・赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>・動物の保護等に関する事 など</li> </ul>
	環境局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・し尿の収集及び処理に関する事</li> <li>・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 など</li> </ul>		こども未来局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>災害時要援護者の対策に関する事</b></li> <li>・<b>社会福祉施設の対策に関する事</b> など</li> </ul>
	経済農政局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・商工業関係被害調査及び連絡調整に関する事 など</li> </ul>		環境局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事</li> <li>・し尿の収集及び処理に関する事</li> <li>・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 など</li> </ul>
	都市局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事</li> <li>・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事</li> <li>・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 など</li> </ul>		経済農政局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・商工業関係被害調査及び連絡調整に関する事 など</li> </ul>
	建設局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の管理に関する事</li> <li>・緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>・道路・橋梁等の保全に関する事 など</li> </ul>		都市局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事</li> <li>・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事</li> <li>・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 など</li> </ul>
	下水道局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の保全に関する事</li> <li>・下水処理場及びポンプ場等の保全に関する事 など</li> </ul>		建設局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の管理に関する事</li> <li>・緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>・道路・橋梁等の保全に関する事</li> <li>・<b>公共下水道の保全に関する事</b></li> <li>・<b>下水処理場及びポンプ場等の保全に関する事</b> など</li> </ul>
	水道局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・市水道施設の保全に関する事 など</li> </ul>		水道局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保に関する事</li> <li>・市水道施設の保全に関する事 など</li> </ul>
	会計室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係経費の出納に関する事 など</li> </ul>		会計室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係経費の出納に関する事 など</li> </ul>
	教育委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>・児童生徒等の安全、避難計画に関する事</li> <li>・児童生徒等の保健に関する事</li> <li>・学用品の給与に関する事</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など</li> </ul>		教育委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>・児童生徒等の安全、避難計画に関する事</li> <li>・児童生徒等の保健に関する事</li> <li>・学用品の給与に関する事</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など</li> </ul>
	選挙管理委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ul>		選挙管理委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ul>
	人事委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ul>		人事委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ul>
	監査委員事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ul>		監査委員事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ul>
	農業委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ul>		農業委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ul>
	議会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に係る議会活動に関する事 など</li> </ul>		議会事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に係る議会活動に関する事 など</li> </ul>
	消防本部・消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）</li> <li>・緊急消防援助隊の受入れに関する事</li> <li>・消防団活動に関する事</li> <li>・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものに限り）</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など</li> </ul>		消防局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）</li> <li>・緊急消防援助隊の受入れに関する事</li> <li>・消防団活動に関する事</li> <li>・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事</li> </ul>
	区役所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・避難者の医療、助産、救護に関する事 など</li> </ul>		

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊標章等の交付等に関する事(消防職員に係るものに限る)</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など</li> </ul>																
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">区役所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・避難者の医療、助産、救護に関する事</li> <li>・<u>安否情報の提供に関する事</u> など</li> </ul> </td> </tr> </table>	区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・避難者の医療、助産、救護に関する事</li> <li>・<u>安否情報の提供に関する事</u> など</li> </ul>														
区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・避難者の医療、助産、救護に関する事</li> <li>・<u>安否情報の提供に関する事</u> など</li> </ul>																		
24	<p>(2) 市職員の参集基準等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</p> <p>その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。</p>	25	<p>(2) 市職員の参集基準等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</p> <p>その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。</p>																
25	<p><b>【職員参集基準】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">体 制</th> <th style="width: 50%;">参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 担当課体制</td> <td>総合防災課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>II 市警戒本部体制</td> <td>具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>III 市国民保護対策本部(※)体制</td> <td>全ての市職員が参集</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	参 集 基 準	I 担当課体制	総合防災課職員が参集	II 市警戒本部体制	具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	III 市国民保護対策本部(※)体制	全ての市職員が参集		(削除)								
体 制	参 集 基 準																		
I 担当課体制	総合防災課職員が参集																		
II 市警戒本部体制	具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																		
III 市国民保護対策本部(※)体制	全ての市職員が参集																		
25	<p><b>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事態の状況</th> <th style="width: 60%;">体制の判断基準</th> <th style="width: 25%;">体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td>情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>複数局・区での対応が必要な場合(武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合)</td> <td>II</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事態認定後</td> <td rowspan="2">市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td>情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>複数局・区での対応が必要な場合(武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合)</td> <td>II</td> </tr> <tr> <td>市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>III</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市国民保護対策本部：内閣総理大臣の通知に基づき、市長が設置。市長が本部長となる。【法第25条、第28条第1項】</p>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合	I	複数局・区での対応が必要な場合(武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合)	II	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	情報収集等の対応が必要な場合	I	複数局・区での対応が必要な場合(武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合)	II	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	III		(削除)
事態の状況	体制の判断基準	体制																	
事態認定前	情報収集等の対応が必要な場合	I																	
	複数局・区での対応が必要な場合(武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合)	II																	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	情報収集等の対応が必要な場合	I																
		複数局・区での対応が必要な場合(武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合)	II																
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	III																	

千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																	
	(新設)	25	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1611 352 2104 422">事態の状況</th> <th data-bbox="2104 352 2430 422">体制</th> <th data-bbox="2430 352 2763 422">体制の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1611 422 2104 491">・情報収集</td> <td data-bbox="2104 422 2430 491" rowspan="4">総合防災課体制 (第1種配備)</td> <td data-bbox="2430 422 2763 491">危機管理担当参事の総合調整のもと、総合防災課職員が情報収集にあたる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 491 2104 604">                     ・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合                      [例：国内遠隔地での攻撃]                 </td> <td data-bbox="2430 491 2763 604"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 604 2104 800">                     ・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合                      [例：東京都内での攻撃]                      ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害が生じている場合                 </td> <td data-bbox="2104 604 2430 800">(第2種配備)</td> <td data-bbox="2430 604 2763 800">市民局長が本部長となり、市民局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 800 2104 1192">                     ・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合                      [例：近隣市での攻撃]                      ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合                      (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種のいずれの配備体制をとるか決定する。)                      ・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合                 </td> <td data-bbox="2104 800 2430 1192">市警戒本部体制</td> <td data-bbox="2430 800 2763 1192">副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。  副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1192 2104 1297">・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合</td> <td data-bbox="2104 1192 2430 1297">市国民保護対策本部体制</td> <td data-bbox="2430 1192 2763 1297">市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1706 1304 2041 1335">※ 市民局を所管する副市長</p>	事態の状況	体制	体制の概要	・情報収集	総合防災課体制 (第1種配備)	危機管理担当参事の総合調整のもと、総合防災課職員が情報収集にあたる。	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合 [例：国内遠隔地での攻撃]		・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 [例：東京都内での攻撃] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害が生じている場合	(第2種配備)	市民局長が本部長となり、市民局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。	・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合 [例：近隣市での攻撃] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種のいずれの配備体制をとるか決定する。) ・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合	市警戒本部体制	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。  副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。	・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。
事態の状況	体制	体制の概要																		
・情報収集	総合防災課体制 (第1種配備)	危機管理担当参事の総合調整のもと、総合防災課職員が情報収集にあたる。																		
・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合 [例：国内遠隔地での攻撃]																				
・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 [例：東京都内での攻撃] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある限定的な被害が生じている場合		(第2種配備)	市民局長が本部長となり、市民局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。																	
・市内で武力攻撃災害等の発生が十分予測される場合 [例：近隣市での攻撃] ・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種のいずれの配備体制をとるか決定する。) ・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合		市警戒本部体制	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。  副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																	
・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																		
26	④～⑤ (略) ⑥ 職員の服務基準 市は、③の表内Ⅰ～Ⅲの体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。 ⑦ (略)	26	④～⑤ (略) ⑥ 職員の服務基準 市は、 <u>③の表の体制ごと</u> に、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。 ⑦ (略)																	
26	(3) 消防機関の体制 ① 消防本部及び消防署における体制 消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。	26	(3) 消防機関の体制 ① <u>消防局</u> における体制 <u>消防局</u> は、市における参集基準等と同様に、 <u>初動体制を整備</u> するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、 <u>消防局</u> における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における <u>消防局</u> との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。																	
26	② 消防団の充実・活性化の推進等 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。	26	② 消防団の充実・活性化の推進等 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。																	



# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新				
	<p>また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>		<p>また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>さらに、市は、<u>消防局</u>における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>				
	(4) (略)		(4) (略)				
	2 (略)		2 (略)				
	3 通信の確保及び情報収集・提供体制の整備		3 通信の確保及び情報収集・提供体制の整備				
31	<p>(1) 基本的考え方</p> <p>① 非常通信体制の整備</p> <p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携に十分配慮する。</p> <p>※非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。</p>	30	<p>(1) 基本的考え方</p> <p>① 非常通信体制等の整備</p> <p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携に十分配慮する。</p> <p>※非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。</p> <p><u>また、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の適切な運用に努め、通信体制の確保に努めるものとする。</u></p>				
31	<p>② 情報収集・提供のための体制の整備 【法第8条】</p> <p>市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>また、市は、通常的手段では情報の入手が困難な場合が多いと考えられる災害時要援護者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	30	<p>② 情報収集・提供のための体制の整備 【法第8条】</p> <p>市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>また、市は、通常的手段では情報の入手が困難な場合が多いと考えられる災害時要援護者に対しても<u>情報を伝達できるよう、体制の整備を図る。</u></p>				
	③～④ (略)		③～④ (略)				
32	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">運用面</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる災害時要援護者等に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul> </td> </tr> </table>	運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる災害時要援護者等に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>	31	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">運用面</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる災害時要援護者等に対しても情報を<u>伝達できるよう、体制の整備を図る。</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる災害時要援護者等に対しても情報を<u>伝達できるよう、体制の整備を図る。</u></li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる災害時要援護者等に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>						
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる災害時要援護者等に対しても情報を<u>伝達できるよう、体制の整備を図る。</u></li> </ul>						

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																													
32	<p>(2) 警報の伝達等に必要な準備 【法第 47 条】</p> <p>① 警報の伝達・通知体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達・通知方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達・通知方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、災害時要援護者に対する伝達に配慮する。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	31	<p>(2) 警報の伝達等に必要な準備 【法第 47 条】</p> <p>① 警報の伝達・通知体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達・通知方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達・通知方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、<u>災害時要援護者に対する伝達については、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するとともに市災害時要援護者支援計画に基づき、適切な伝達手段を確立する。</u></p> <p>②～⑥ (略)</p>																													
33	<p>(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【法第 94 条、第 95 条】</p> <p>① 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書により、県に報告する。</p> <p>なお、安否情報の収集は、安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。</p>	32	<p>(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【法第 94 条、第 95 条】</p> <p>① 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）<u>の収集に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。</u></p> <p><u>収集、整理した安否情報は、原則として安否情報システム（※）への入力により県に報告する。なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書によることとする。</u></p> <p><u>※安否情報システム：武力攻撃事態等において、避難所等に避難された方等の安否情報をシステムに登録し、国民からの照会に対して、消防庁・都道府県・市町村が回答する際に使用するシステム。</u></p>																													
34	<p style="text-align: center;">安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">様式第 1 号（第 1 条関係）</p> <p style="text-align: center;">安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）</p> <p style="text-align: center;">記入日時（ 年 月 日 時 分）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>①氏名</td><td></td></tr> <tr><td>②フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③出生の年月日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>④男女の別</td><td style="text-align: center;">男 女</td></tr> <tr><td>⑤住所（郵便番号を含む。）</td><td></td></tr> <tr><td>⑥国籍</td><td style="text-align: center;">日本 その他（ ）</td></tr> <tr><td>⑦その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑧負傷（疾病）の該当</td><td style="text-align: center;">負傷 非該当</td></tr> <tr><td>⑨負傷又は疾病の状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑩現在の居所</td><td></td></tr> <tr><td>⑪連絡先その他必要情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。</td><td style="text-align: center;">回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。</td><td style="text-align: center;">回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。</td><td style="text-align: center;">同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>※備考</td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: small;">(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記②～⑩の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p style="font-size: small;">(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、隣接関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p style="font-size: small;">(注 3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p style="font-size: small;">(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p> </div>	①氏名		②フリガナ		③出生の年月日	年 月 日	④男女の別	男 女	⑤住所（郵便番号を含む。）		⑥国籍	日本 その他（ ）	⑦その他個人を識別するための情報		⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当	⑨負傷又は疾病の状況		⑩現在の居所		⑪連絡先その他必要情報		⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない	⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない	⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない	※備考		(削除)
①氏名																																
②フリガナ																																
③出生の年月日	年 月 日																															
④男女の別	男 女																															
⑤住所（郵便番号を含む。）																																
⑥国籍	日本 その他（ ）																															
⑦その他個人を識別するための情報																																
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当																															
⑨負傷又は疾病の状況																																
⑩現在の居所																																
⑪連絡先その他必要情報																																
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない																															
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない																															
⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない																															
※備考																																

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																																																																																																																																																																																																																																																															
35	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">安否情報収集様式（死亡住民）</p> <p style="font-size: small;">様式第2号（第1条関係）</p> <p style="text-align: center;">安否情報収集様式（死亡住民）</p> <p style="text-align: center;">記入日時（年 月 日 時 分）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">①氏名</td><td></td></tr> <tr><td>②フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③出生の年月日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>④男女の別</td><td style="text-align: center;">男 女</td></tr> <tr><td>⑤住所（郵便番号を含む。）</td><td></td></tr> <tr><td>⑥国籍</td><td>日本 その他（ ）</td></tr> <tr><td>⑦その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑧死亡の日時、場所及び状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑨遺体が安置されている場所</td><td></td></tr> <tr><td>⑩連絡先その他必要情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意</td><td style="text-align: center;">同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>※備考</td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: x-small;">(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難者留滞の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p style="font-size: x-small;">(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p style="font-size: x-small;">(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p style="font-size: x-small;">(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">⑪の同意回答者名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">連絡先</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>同意回答者住所</td> <td></td> <td>続柄</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。</p> </div>	①氏名		②フリガナ		③出生の年月日	年 月 日	④男女の別	男 女	⑤住所（郵便番号を含む。）		⑥国籍	日本 その他（ ）	⑦その他個人を識別するための情報		⑧死亡の日時、場所及び状況		⑨遺体が安置されている場所		⑩連絡先その他必要情報		⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない	※備考		⑪の同意回答者名		連絡先				同意回答者住所		続柄					(削除)																																																																																																																																																																																																																											
①氏名																																																																																																																																																																																																																																																																		
②フリガナ																																																																																																																																																																																																																																																																		
③出生の年月日	年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																	
④男女の別	男 女																																																																																																																																																																																																																																																																	
⑤住所（郵便番号を含む。）																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑥国籍	日本 その他（ ）																																																																																																																																																																																																																																																																	
⑦その他個人を識別するための情報																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑧死亡の日時、場所及び状況																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑨遺体が安置されている場所																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑩連絡先その他必要情報																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない																																																																																																																																																																																																																																																																	
※備考																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑪の同意回答者名		連絡先																																																																																																																																																																																																																																																																
同意回答者住所		続柄																																																																																																																																																																																																																																																																
36	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">安否情報報告書</p> <p style="font-size: small;">様式第3号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">報告日時：年 月 日 時 分</p> <p style="text-align: center;">市町村名： 担当者名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">①氏 名</th> <th style="width: 8%;">②フリガナ</th> <th style="width: 12%;">③出生の年月日</th> <th style="width: 8%;">④男女の別</th> <th style="width: 12%;">⑤住 所</th> <th style="width: 12%;">⑥国籍</th> <th style="width: 12%;">⑦その他個人を識別するための情報</th> <th style="width: 12%;">⑧負傷(病状)の該当</th> <th style="width: 12%;">⑨負傷又は病状の状況</th> <th style="width: 12%;">⑩現在の居所</th> <th style="width: 12%;">⑪連絡先その他必要情報</th> <th style="width: 12%;">⑫親族・同居者への回答の希望</th> <th style="width: 12%;">⑬知人への回答の希望</th> <th style="width: 12%;">⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は同意の同意</th> <th style="width: 8%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。                  2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。                  3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。                  4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑧負傷又は病状の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。                  5 ⑪～⑬の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。</p> </div>	①氏 名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住 所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(病状)の該当	⑨負傷又は病状の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は同意の同意	備 考																																																																																																																																																																																																																																																		(削除)
①氏 名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住 所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(病状)の該当	⑨負傷又は病状の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は同意の同意	備 考																																																																																																																																																																																																																																																				

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

	旧		新
頁	(新設)	頁	
37	<p>② (略)</p> <p>③ 個人情報の取扱い 安否情報の収集・提供等については、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 研修及び訓練</p> <p>(1) 研修</p> <p>① (略)</p> <p>② 職員等の研修機会の確保 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。 また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。</p>	32	<p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</p> <p>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡した住民 （上記①～⑦を加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑩ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</p>
37	<p>② (略)</p> <p>③ 個人情報の取扱い 安否情報の収集・提供等については、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 研修及び訓練</p> <p>(1) 研修</p> <p>① (略)</p> <p>② 職員等の研修機会の確保 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。 また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。</p>	33	<p>② (略)</p> <p>③ 個人情報の取扱い 安否情報の収集・提供等については、個人情報の保護に関する法律（以下「<u>個人情報保護法</u>」という。）及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 研修及び訓練</p> <p>(1) 研修</p> <p>① (略)</p> <p>② 職員等の研修機会の確保 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。 また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト <u>(※)</u>、eラーニング <u>(※)</u> 等も活用するなど多様な方法により研修を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 国民保護ポータルサイト：内閣官房の国民保護に関するホームページ</u> <a href="http://www.kokuminhogo.go.jp/">http://www.kokuminhogo.go.jp/</a></p> <p style="text-align: center;"><u>※ eラーニング：パソコンやコンピュータ等を利用して教育を行うこと。</u></p>
37	<p>① (略)</p> <p>② 職員等の研修機会の確保 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。 また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。</p>	34	<p>① (略)</p> <p>② 職員等の研修機会の確保 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。 また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト <u>(※)</u>、eラーニング <u>(※)</u> 等も活用するなど多様な方法により研修を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>※ 国民保護ポータルサイト：内閣官房の国民保護に関するホームページ</u> <a href="http://www.kokuminhogo.go.jp/">http://www.kokuminhogo.go.jp/</a></p> <p style="text-align: center;"><u>※ eラーニング：パソコンやコンピュータ等を利用して教育を行うこと。</u></p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
	<p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b></p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p>		<p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b></p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p>
39	<p><b>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅地図</li> <li>○人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ</li> <li>○市域内の道路網のリスト (避難経路として想定される道路のリスト)</li> <li>○運送力のリスト (鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する運送力のデータ) (鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)</li> <li>○避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース) (避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</li> <li>○備蓄物資、調達可能物資のリスト (備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト)</li> <li>○生活関連等施設等のリスト (避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</li> <li>○関係機関 (国、県、民間事業者等) の連絡先一覧</li> <li>○協定一覧</li> <li>○消防本部 (局) 等のリスト (消防本部 (局) 等の所在地等の一覧) (消防機関の装備資機材のリスト)</li> <li>○災害時要援護者の避難支援プラン</li> </ul> </div>	36	<p><b>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅地図</li> <li>○人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ</li> <li>○市域内の道路網のリスト (避難経路として想定される道路のリスト)</li> <li>○運送力のリスト (鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する運送力のデータ) (鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)</li> <li>○<u>避難施設データベース</u> (避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</li> <li>○備蓄物資、調達可能物資のリスト (備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト)</li> <li>○生活関連等施設等のリスト (避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</li> <li>○関係機関 (国、県、民間事業者等) の連絡先一覧</li> <li>○協定一覧</li> <li>○<u>消防機関</u>のリスト (<u>消防機関</u>の所在地等の一覧) (消防機関の装備資機材のリスト)</li> <li>○災害時要援護者<u>名簿</u></li> </ul> </div>
39	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害時要援護者への配慮 <b>【第9条第1項】</b> 市は、避難住民の誘導に当たっては、自然災害時への対応のための避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	36	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害時要援護者への配慮 <b>【第9条第1項】</b> 市は、<u>市災害時要援護者支援計画に基づき、適切な</u>避難対策を講じる。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
40	<p>2 避難実施要領のパターンの作成 <b>【基本指針第4章第1節4(1)】</b> 市は、関係機関 (教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等) と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、災害時要援護者の避難方法、季節の別 (特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>	37	<p>2 避難実施要領のパターンの<u>見直し</u> <b>【基本指針第4章第1節4(1)】</b> 市は、<u>避難実施マニュアルにおいて、複数の避難実施要領のパターンを定めているが、</u>関係機関 (教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等) と緊密な意見交換を行いつつ、災害時要援護者の避難方法、季節の別 (特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し<u>つつ不断の見直しを行う。</u></p>

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

	旧		新
頁		頁	
40	<p>3 救援に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の準備等 市は、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図るとともに、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備する。</p> <p><b>【市対策本部において集約すべき基礎的資料】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所及び応急仮設住宅（以下、「避難所等」という。）として活用できる土地、建物等のリスト</li> <li>○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト</li> <li>○ 関係医療機関のデータベース</li> <li>○ 医療救護班のデータベース</li> <li>○ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト</li> <li>○ 火葬場及び墓地のデータベース</li> </ul> </div> <p>4 (略)</p> <p>5 避難施設の指定 <b>【法第 148 条】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難施設の指定上の留意事項 ア 避難所として学校の体育館、公民館等の屋内施設を指定する。また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として公園、学校の校庭等の屋外施設を指定するよう配慮する。 イ～カ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 医療救護体制の整備</p>	37	<p>3 救援に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の準備等 市は、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図るとともに、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備する。</p> <p><b>【市対策本部において集約すべき基礎的資料】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難施設及び応急仮設住宅として活用できる土地、建物等のリスト</li> <li>○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト</li> <li>○ 関係医療機関のデータベース</li> <li>○ 医療救護班のデータベース</li> <li>○ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト</li> <li>○ 火葬場及び墓地のデータベース</li> </ul> </div> <p>4 (略)</p> <p>5 避難施設の指定 <b>【法第 148 条】</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難施設の指定上の留意事項 ア 避難施設として学校の体育館、公民館等の屋内施設を指定する。また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として公園、学校の校庭等の屋外施設を指定するよう配慮する。 イ～カ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 医療救護体制の整備</p>
42	<p>1 初期医療体制の整備 市は、救護所の設置及び医療救護班の派遣に係る体制整備に当たっては、地域防災計画に基づく「保健衛生班活動計画」の定めを参考にする。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、総合保健医療センターや保健福祉センター等を利用した地域保健医療救護拠点を整備する。 消防本部及び消防署は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。 また、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による負傷者が出た場合には、消防機関及び医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、防護服等資機材の整備を進める。</p>	39	<p>1 初期医療体制の整備 市は、救護所の設置及び医療救護班の派遣に係る体制整備に当たっては、<b>市</b>地域防災計画に基づく「<b>健康班活動計画</b>」の定めを参考にする。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、総合保健医療センターや保健福祉センター等を利用した地域保健医療救護拠点を整備する。 <b>消防局</b>は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。 また、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による負傷者が出た場合には、消防機関及び医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、防護服等資機材の整備を進める。</p>
47	<p>1 初期医療体制の整備 市は、救護所の設置及び医療救護班の派遣に係る体制整備に当たっては、地域防災計画に基づく「保健衛生班活動計画」の定めを参考にする。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、総合保健医療センターや保健福祉センター等を利用した地域保健医療救護拠点を整備する。 消防本部及び消防署は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。 また、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による負傷者が出た場合には、消防機関及び医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、防護服等資機材の整備を進める。</p>	44	<p>1 初期医療体制の整備 市は、救護所の設置及び医療救護班の派遣に係る体制整備に当たっては、<b>市</b>地域防災計画に基づく「<b>健康班活動計画</b>」の定めを参考にする。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、総合保健医療センターや保健福祉センター等を利用した地域保健医療救護拠点を整備する。 <b>消防局</b>は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。 また、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による負傷者が出た場合には、消防機関及び医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、防護服等資機材の整備を進める。</p>

千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
47	<p>2 (略)</p> <p>3 広域的医療体制の整備 市は、武力攻撃災害の広域性及び石油コンビナートが立地している本市の特殊性を考慮し、医療救護班の派遣、患者の受入、医薬品等の供給、連絡体制等、武力攻撃災害時の広域的な医療救護体制を整備する。その際、九都県市災害・救急医療連絡会が定める「広域医療連携マニュアル」による対応を図るほか、地域防災計画に記載されている諸協定を活用し、他縣市等と協力した広域的な医療救護体制を整備する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(図表略)</p> <p><b>第5 災害時要援護者等の支援体制の整備 【法第9条第1項】</b></p>	44	<p>2 (略)</p> <p>3 広域的医療体制の整備 市は、武力攻撃災害の広域性及び石油コンビナートが立地している本市の特殊性を考慮し、医療救護班の派遣、患者の受入、医薬品等の供給、連絡体制等、武力攻撃災害時の広域的な医療救護体制を整備する。<u>また、市</u>地域防災計画に記載されている諸協定を活用し、他縣市等と協力した広域的な医療救護体制を整備する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(図表略)</p> <p><b>第5 災害時要援護者等の支援体制の整備 【法第9条第1項】</b></p>
49	<p>高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人などは、その多くの者が、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な状況に置かれている。こうした災害時要援護者等は、武力攻撃事態の際は自ら避難等を行うことが困難であることから、災害時要援護者等に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。</p>	46	<p>高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など<u>の災害時要援護者等</u>は、その多くの者が、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な状況に置かれて<u>おり</u>、武力攻撃事態の際は自ら避難等を行うことが困難であることから、災害時要援護者等に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。</p>
49	<p>1 災害時要援護者に関する配慮 市は、災害時要援護者について、次のような点について配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の安否確認及び必要な支援の内容の把握</li> <li>・生活支援のための人材確保</li> <li>・災害時要援護者の実情に応じた情報の提供</li> <li>・粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供</li> <li>・病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品・補装具等の確保及び提供</li> <li>・避難所等又は居宅への必要な資機材の設置又は配付</li> <li>・避難所等又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施</li> <li>・優先的な避難所等の確保、健康状態等の把握、状況に応じた社会福祉施設等への受入要請の実施</li> </ul> <p>(新設)</p>	46	<p>1 災害時要援護者に関する配慮 (文削除)</p>
		46	<p><b>(1) 支援のための体制整備</b> 市は、武力攻撃事態等の発生時においては、災害時要援護者の安全を確保するために災害時要援護者の類型(※)や状況(例えば、障害の内容、程度)に応じた配慮が必要となることから市災害時要援護者支援計画に基づき、災害時要援護者情報の共有等、情報等の伝達、避難誘導、安否情報の収集、避難所等における支援といった様々な局面に応じた体制を整備する。</p> <p>※災害時要援護者の類型：市災害時要援護者支援計画においては「高齢者」、「視覚障害者」、「聴覚・言語障害者」、「肢体不自由者」、「内部障害者」、「知的障害者」、「発達障害者」、「精神障害者」、「難病患者等」、「乳幼児」、「妊産婦」、「外国人等」、「災害時負傷者」、「災害孤児等」及び「地理に不案内な旅行者等」を基本的な類型としている。(「障害者」は「障害者及び障害児」を指す。)</p> <p><u>なお、これら以外の人たちの中にも災害時要援護者は存在する。</u></p>

千葉市国民保護計画 新旧対照表

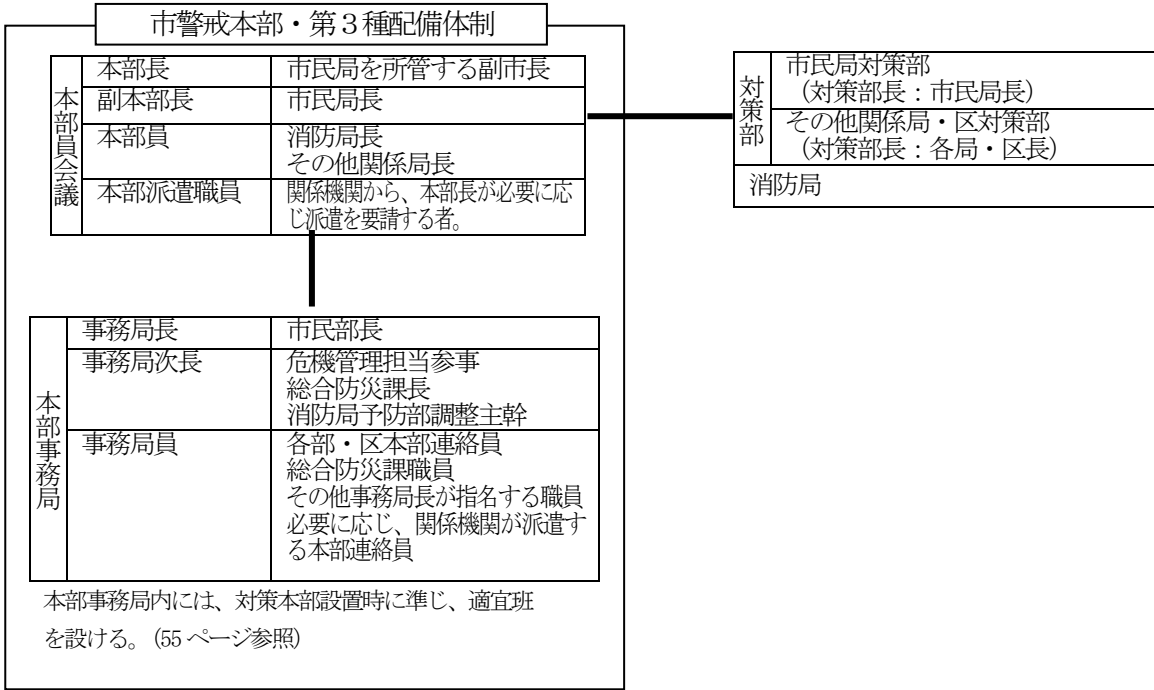
頁	旧	頁	新
	(新設)	46	<p><u>(2) 市災害時要援護者支援班の設置</u>            市長（市長を本部長とする本部設置前には、その本部の本部長に就く職員）は、市災害時要援護者支援計画に基づき、必要な場合において庁内横断的組織として市災害時要援護者支援班を設置し、以下の活動を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備情報等の災害時要援護者への伝達</li> <li>・災害時要援護者の安否確認</li> <li>・住民組織や福祉関係機関等との連携・情報共有</li> <li>・避難所の災害時要援護者支援窓口との連携・情報共有</li> <li>・災害時要援護者対策に係る専門ボランティア（※）の受け入れ</li> <li>・他自治体等からの派遣職員やボランティア等との連携・情報共有</li> </ul> <p>※専門ボランティア：市地域防災計画上の用語で、医師や看護師、応急危険度判定士、各種福祉団体職員など、専門性をもつボランティアを指す。一般市民のボランティアである「一般ボランティア」と対比して用いられる。</p> <p>また、必要に応じて区に対し、区災害時要援護者支援班の設置を指示することができる。</p>
	2～4 (略)		2～4 (略)
	第6 (略)		第6 (略)
	第2章 武力攻撃事態等への対処		第2章 武力攻撃事態等への対処
	第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置		第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
	1 事態認定前における体制及び初動措置		1 事態認定前における体制及び初動措置
	(1) (略)		(1) (略)
51	<p>(2) 市警戒本部の設置</p> <p>情報収集の結果、武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。市警戒本部は、個別の事態の状況に応じて市長又は市民局長が本部長となり、本部長の指名する者をもって本部を構成する。市警戒本部のもと、市民局、消防本部、消防署及び本部長の指定する局・区等の職員の参集により、事態への対応に当たる。</p> <p>(図表略)</p>	49	<p>(2) 市警戒本部の設置</p> <p>情報収集の結果、武力攻撃災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。市警戒本部は、個別の事態の状況に応じて、<u>第2編第1章第1の1(2)③(25ページ)に定める体制をとる。</u></p> <p>(図表略)</p>



## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																											
	(新設)	50	<p style="color: red; margin: 0;">① <u>市警戒本部・第2種配備体制</u></p> <p style="color: red; margin: 0;">下記のとおり、市民局長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、市民局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">市警戒本部・第2種配備体制</td> <td rowspan="2" style="border: none; vertical-align: middle;">—</td> <td rowspan="2" style="border: none; vertical-align: middle;">—</td> </tr> <tr> <td style="border: none; text-align: center;">本部員会議</td> <td style="border: none;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本部長</td> <td>市民局長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>消防局長 (※)</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>その他関係局長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="border: none; text-align: center;">本部事務局</td> <td style="border: none;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務局長</td> <td>市民部長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none; text-align: center;">対策部</td> <td style="border: none;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td> </tr> <tr> <td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※ 本市においては、消防局長に消防組織法に規定する消防長を充てる。 (千葉市消防局組織規則第4条第1項)</p> </div>	市警戒本部・第2種配備体制		—	—	本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本部長</td> <td>市民局長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>消防局長 (※)</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>その他関係局長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td> </tr> </table>	本部長	市民局長	副本部長	消防局長 (※)	本部員	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務局長</td> <td>市民部長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹	事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td> </tr> <tr> <td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> </tr> </table>	市民局対策部 (対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	消防局
市警戒本部・第2種配備体制		—	—																											
本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">本部長</td> <td>市民局長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>消防局長 (※)</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>その他関係局長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td> </tr> </table>			本部長	市民局長	副本部長	消防局長 (※)	本部員	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																			
本部長	市民局長																													
副本部長	消防局長 (※)																													
本部員	その他関係局長																													
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																													
本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事務局長</td> <td>市民部長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹	事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td> </tr> <tr> <td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> </tr> </table>	市民局対策部 (対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	消防局																		
事務局長	市民部長																													
事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹																													
事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																													
市民局対策部 (対策部長：市民局長)																														
その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																														
消防局																														

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
	(新設)	51	<p><b>② 市警戒本部・第3種配備体制</b>  <u>下記のとおり、市民局を所管する副市長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、市民局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</u></p> <div style="text-align: center;">  </div>
	(3)～(4) (略)		(3)～(4) (略)
52	<p><b>2 市国民保護対策本部体制への移行</b>                      政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><b>第2 市国民保護対策本部の設置等</b></p> <p>1 市対策本部の設置</p>	51	<p><b>(1) 市警戒本部体制の廃止</b>                      政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行する。</p>
		52	<p><b>(2) 市災害対策本部からの移行</b>  <u>市が、事態を大規模事故として判断し、または多数の人が死傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づき市災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部設置の通知があった場合には、市は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。</u>  <u>なお、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。</u></p> <p><b>第2 市国民保護対策本部の設置等</b></p> <p>1 市対策本部の設置</p>

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

	旧		新
頁		頁	
53	<p>(1) 市対策本部の設置の手順 【法第 25 条、第 27 条】</p> <p>① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保 市役所本庁舎が被災した場合等市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合には、ポートサイドタワー（12 階）、若しくは市長が指定する場所に設置する。 また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>(2) (略)</p>	53	<p>(1) 市対策本部の設置の手順 【法第 25 条、第 27 条】</p> <p>① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保 市役所本庁舎が被災した場合等市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合には、市長が指定する場所に設置する。 また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p> <p>(2) (略)</p>
53	<p>⑥ 本部の代替機能の確保 市役所本庁舎が被災した場合等市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合には、ポートサイドタワー（12 階）、若しくは市長が指定する場所に設置する。 また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	53	<p>⑥ 本部の代替機能の確保 市役所本庁舎が被災した場合等市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合には、市長が指定する場所に設置する。 また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p>

# 千葉県国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																																																																																																									
53	<p>(3) 市対策本部等の組織構成及び機能 【法第28条】 市対策本部等の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">市国民保護対策本部</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 20%;">本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>                     総務局長                      企画調整局長                      財政局長                      市民局長                      保健福祉局長                      環境局長                      経済農政局長                      都市局長                      建設局長                      下水道局長                      水道局長                      会計管理者                      教育長                      選挙管理委員会事務局長                      人事委員会事務局長                      監査委員事務局長                      農業委員会事務局長                      議会事務局長                      消防局長（消防長）                 </td></tr> <tr><td>本部派遣職員 【法第28条第4項】</td><td>関係機関から本部長が派遣を要請する者</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>〔班長は事務局長が指名する〕</td></tr> <tr><td>統括班</td><td>総合防災課職員、各部・区本部連絡員など</td></tr> <tr><td>安全班</td><td>事務局長が指名する職員</td></tr> <tr><td>情報集約班</td><td>総合防災課職員、事務局長が指名する職員</td></tr> <tr><td>広報・報道班</td><td>事務局長が指名する職員</td></tr> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部 (総務局長)</td></tr> <tr><td>企画調整局対策部 (企画調整局長)</td></tr> <tr><td>財政局対策部 (財政局長)</td></tr> <tr><td>市民局対策部 (市民局長)</td></tr> <tr><td>保健福祉局対策部 (保健福祉局長)</td></tr> <tr><td>環境局対策部 (環境局長)</td></tr> <tr><td>経済農政局対策部 (経済農政局長)</td></tr> <tr><td>都市局対策部 (都市局長)</td></tr> <tr><td>建設局対策部 (建設局長)</td></tr> <tr><td>下水道局対策部 (下水道局長)</td></tr> <tr><td>水道局対策部 (水道局長)</td></tr> <tr><td>会計室対策部 (会計管理者)</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局対策部 (教育長)</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会事務局対策部 (選挙管理委員会事務局長)</td></tr> <tr><td>人事委員会事務局対策部 (人事委員会事務局長)</td></tr> <tr><td>監査委員事務局対策部 (監査委員事務局長)</td></tr> <tr><td>農業委員会事務局対策部 (農業委員会事務局長)</td></tr> <tr><td>議会事務局対策部 (議会事務局長)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">対策部〔対策部長は（ ）の者をもって充てる〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">消防本部・消防署</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">区国民保護対策本部</td></tr> <tr><td>区対策本部長</td><td>区長</td></tr> <tr><td>区対策副本部長</td><td>区次長</td></tr> <tr><td>区本部員</td><td>区課長等</td></tr> <tr><td>その他の職員</td><td>その他の区職員</td></tr> </table> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; margin-bottom: 5px;">現地对策本部※</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">現地調整所※</div> <p>※必要に応じ、市長が設置</p> </div> </div>	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	総務局長 企画調整局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 建設局長 下水道局長 水道局長 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長 消防局長（消防長）	本部派遣職員 【法第28条第4項】	関係機関から本部長が派遣を要請する者	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹	事務局員	〔班長は事務局長が指名する〕	統括班	総合防災課職員、各部・区本部連絡員など	安全班	事務局長が指名する職員	情報集約班	総合防災課職員、事務局長が指名する職員	広報・報道班	事務局長が指名する職員	総務局対策部 (総務局長)	企画調整局対策部 (企画調整局長)	財政局対策部 (財政局長)	市民局対策部 (市民局長)	保健福祉局対策部 (保健福祉局長)	環境局対策部 (環境局長)	経済農政局対策部 (経済農政局長)	都市局対策部 (都市局長)	建設局対策部 (建設局長)	下水道局対策部 (下水道局長)	水道局対策部 (水道局長)	会計室対策部 (会計管理者)	教育委員会事務局対策部 (教育長)	選挙管理委員会事務局対策部 (選挙管理委員会事務局長)	人事委員会事務局対策部 (人事委員会事務局長)	監査委員事務局対策部 (監査委員事務局長)	農業委員会事務局対策部 (農業委員会事務局長)	議会事務局対策部 (議会事務局長)	消防本部・消防署		区国民保護対策本部		区対策本部長	区長	区対策副本部長	区次長	区本部員	区課長等	その他の職員	その他の区職員	53	<p>(3) 市対策本部等の組織構成及び機能 【法第28条】 市対策本部等の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">市国民保護対策本部</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 20%;">本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>                     総務局長                      総合政策局長                      財政局長                      市民局長                      保健福祉局長                      こども未来局長                      環境局長                      経済農政局長                      都市局長                      建設局長                      下水道局長                      水道局長                      会計管理者                      教育長                      選挙管理委員会事務局長                      人事委員会事務局長                      監査委員事務局長                      農業委員会事務局長                      議会事務局長                      消防局長                 </td></tr> <tr><td>本部派遣職員 【法第28条第6項】</td><td>関係機関から本部長が派遣を要請する者</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>〔班長は事務局長が指名する〕</td></tr> <tr><td>統括班</td><td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員</td></tr> <tr><td>安全班</td><td>必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> <tr><td>情報集約班</td><td></td></tr> <tr><td>広報・報道班</td><td></td></tr> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部 (総務局長)</td></tr> <tr><td>総合政策局対策部 (総合政策局長)</td></tr> <tr><td>財政局対策部 (財政局長)</td></tr> <tr><td>市民局対策部 (市民局長)</td></tr> <tr><td>保健福祉局対策部 (保健福祉局長)</td></tr> <tr><td>こども未来局対策部 (こども未来局長)</td></tr> <tr><td>環境局対策部 (環境局長)</td></tr> <tr><td>経済農政局対策部 (経済農政局長)</td></tr> <tr><td>都市局対策部 (都市局長)</td></tr> <tr><td>建設局対策部 (建設局長)</td></tr> <tr><td>下水道局対策部 (下水道局長)</td></tr> <tr><td>水道局対策部 (水道局長)</td></tr> <tr><td>会計室対策部 (会計管理者)</td></tr> <tr><td>教育委員会事務局対策部 (教育長)</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会事務局対策部 (選挙管理委員会事務局長)</td></tr> <tr><td>人事委員会事務局対策部 (人事委員会事務局長)</td></tr> <tr><td>監査委員事務局対策部 (監査委員事務局長)</td></tr> <tr><td>農業委員会事務局対策部 (農業委員会事務局長)</td></tr> <tr><td>議会事務局対策部 (議会事務局長)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">対策部〔対策部長は（ ）の者をもって充てる〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">消防局</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">区国民保護対策本部</td></tr> <tr><td>区対策本部長</td><td>区長</td></tr> <tr><td>区対策副本部長</td><td>区次長</td></tr> <tr><td>区本部員</td><td>区課長等</td></tr> <tr><td>その他の職員</td><td>その他の区職員</td></tr> </table> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; margin-bottom: 5px;">現地对策本部※</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;">現地調整所※</div> <p>※必要に応じ、市長が設置</p> </div> </div>	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	総務局長 総合政策局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 こども未来局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 建設局長 下水道局長 水道局長 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長 消防局長	本部派遣職員 【法第28条第6項】	関係機関から本部長が派遣を要請する者	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹	事務局員	〔班長は事務局長が指名する〕	統括班	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員	安全班	必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	情報集約班		広報・報道班		総務局対策部 (総務局長)	総合政策局対策部 (総合政策局長)	財政局対策部 (財政局長)	市民局対策部 (市民局長)	保健福祉局対策部 (保健福祉局長)	こども未来局対策部 (こども未来局長)	環境局対策部 (環境局長)	経済農政局対策部 (経済農政局長)	都市局対策部 (都市局長)	建設局対策部 (建設局長)	下水道局対策部 (下水道局長)	水道局対策部 (水道局長)	会計室対策部 (会計管理者)	教育委員会事務局対策部 (教育長)	選挙管理委員会事務局対策部 (選挙管理委員会事務局長)	人事委員会事務局対策部 (人事委員会事務局長)	監査委員事務局対策部 (監査委員事務局長)	農業委員会事務局対策部 (農業委員会事務局長)	議会事務局対策部 (議会事務局長)	消防局		区国民保護対策本部		区対策本部長	区長	区対策副本部長	区次長	区本部員	区課長等	その他の職員	その他の区職員
本部長	市長																																																																																																											
副本部長	副市長																																																																																																											
本部員	総務局長 企画調整局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 建設局長 下水道局長 水道局長 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長 消防局長（消防長）																																																																																																											
本部派遣職員 【法第28条第4項】	関係機関から本部長が派遣を要請する者																																																																																																											
事務局長	市民部長																																																																																																											
事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹																																																																																																											
事務局員	〔班長は事務局長が指名する〕																																																																																																											
統括班	総合防災課職員、各部・区本部連絡員など																																																																																																											
安全班	事務局長が指名する職員																																																																																																											
情報集約班	総合防災課職員、事務局長が指名する職員																																																																																																											
広報・報道班	事務局長が指名する職員																																																																																																											
総務局対策部 (総務局長)																																																																																																												
企画調整局対策部 (企画調整局長)																																																																																																												
財政局対策部 (財政局長)																																																																																																												
市民局対策部 (市民局長)																																																																																																												
保健福祉局対策部 (保健福祉局長)																																																																																																												
環境局対策部 (環境局長)																																																																																																												
経済農政局対策部 (経済農政局長)																																																																																																												
都市局対策部 (都市局長)																																																																																																												
建設局対策部 (建設局長)																																																																																																												
下水道局対策部 (下水道局長)																																																																																																												
水道局対策部 (水道局長)																																																																																																												
会計室対策部 (会計管理者)																																																																																																												
教育委員会事務局対策部 (教育長)																																																																																																												
選挙管理委員会事務局対策部 (選挙管理委員会事務局長)																																																																																																												
人事委員会事務局対策部 (人事委員会事務局長)																																																																																																												
監査委員事務局対策部 (監査委員事務局長)																																																																																																												
農業委員会事務局対策部 (農業委員会事務局長)																																																																																																												
議会事務局対策部 (議会事務局長)																																																																																																												
消防本部・消防署																																																																																																												
区国民保護対策本部																																																																																																												
区対策本部長	区長																																																																																																											
区対策副本部長	区次長																																																																																																											
区本部員	区課長等																																																																																																											
その他の職員	その他の区職員																																																																																																											
本部長	市長																																																																																																											
副本部長	副市長																																																																																																											
本部員	総務局長 総合政策局長 財政局長 市民局長 保健福祉局長 こども未来局長 環境局長 経済農政局長 都市局長 建設局長 下水道局長 水道局長 会計管理者 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長 消防局長																																																																																																											
本部派遣職員 【法第28条第6項】	関係機関から本部長が派遣を要請する者																																																																																																											
事務局長	市民部長																																																																																																											
事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹																																																																																																											
事務局員	〔班長は事務局長が指名する〕																																																																																																											
統括班	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員																																																																																																											
安全班	必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																																																																																											
情報集約班																																																																																																												
広報・報道班																																																																																																												
総務局対策部 (総務局長)																																																																																																												
総合政策局対策部 (総合政策局長)																																																																																																												
財政局対策部 (財政局長)																																																																																																												
市民局対策部 (市民局長)																																																																																																												
保健福祉局対策部 (保健福祉局長)																																																																																																												
こども未来局対策部 (こども未来局長)																																																																																																												
環境局対策部 (環境局長)																																																																																																												
経済農政局対策部 (経済農政局長)																																																																																																												
都市局対策部 (都市局長)																																																																																																												
建設局対策部 (建設局長)																																																																																																												
下水道局対策部 (下水道局長)																																																																																																												
水道局対策部 (水道局長)																																																																																																												
会計室対策部 (会計管理者)																																																																																																												
教育委員会事務局対策部 (教育長)																																																																																																												
選挙管理委員会事務局対策部 (選挙管理委員会事務局長)																																																																																																												
人事委員会事務局対策部 (人事委員会事務局長)																																																																																																												
監査委員事務局対策部 (監査委員事務局長)																																																																																																												
農業委員会事務局対策部 (農業委員会事務局長)																																																																																																												
議会事務局対策部 (議会事務局長)																																																																																																												
消防局																																																																																																												
区国民保護対策本部																																																																																																												
区対策本部長	区長																																																																																																											
区対策副本部長	区次長																																																																																																											
区本部員	区課長等																																																																																																											
その他の職員	その他の区職員																																																																																																											

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																				
55	<p><b>【本部事務局に設ける班とその事務分掌】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">班名</th> <th style="width: 80%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">統括班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び他の市町村への応援要請及び受入れなど広域応援に関する事項</li> <li>・ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請等</li> <li>・ 対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・ 本部長の決定に基づく各班に対する具体的指示</li> <li>・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の行う全ての現場活動に関する調整</li> <li>・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の行う行動計画の調整</li> <li>・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の使用する装備、資機材、活動拠点、応援人員等の調整</li> <li>・ 通信回線・通信機器の確保</li> <li>・ 本部員等及び本部事務局職員等の動員時間の管理、庶務的業務</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事職員の安全状況の監視、安全確保の方策の立案及び実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報集約班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関、各対策部、消防本部及び消防署からの情報収集、整理及び集約                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況</li> <li>○安否情報 ○その他統括班から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報・報道班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、広報活動の計画立案及び実施</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	班名	事務分掌	統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び他の市町村への応援要請及び受入れなど広域応援に関する事項</li> <li>・ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請等</li> <li>・ 対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・ 本部長の決定に基づく各班に対する具体的指示</li> <li>・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の行う全ての現場活動に関する調整</li> <li>・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の行う行動計画の調整</li> <li>・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の使用する装備、資機材、活動拠点、応援人員等の調整</li> <li>・ 通信回線・通信機器の確保</li> <li>・ 本部員等及び本部事務局職員等の動員時間の管理、庶務的業務</li> </ul>	安全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事職員の安全状況の監視、安全確保の方策の立案及び実施</li> </ul>	情報集約班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関、各対策部、消防本部及び消防署からの情報収集、整理及び集約                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況</li> <li>○安否情報 ○その他統括班から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> </ul>	広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、広報活動の計画立案及び実施</li> </ul>	55	<p><b>【本部事務局に設ける班とその事務分掌】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">班名</th> <th style="width: 80%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">統括班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び他の市町村への応援要請及び受入れなど広域応援に関する事項</li> <li>・ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請等</li> <li>・ 対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・ 本部長の決定に基づく各班に対する具体的指示</li> <li>・ 各対策部、<b>消防局</b>及び現地対策本部の行う全ての現場活動に関する調整</li> <li>・ 各対策部、<b>消防局</b>及び現地対策本部の行う行動計画の調整</li> <li>・ 各対策部、<b>消防局</b>及び現地対策本部の使用する装備、資機材、活動拠点、応援人員等の調整</li> <li>・ 通信回線・通信機器の確保</li> <li>・ 本部員等及び本部事務局職員等の動員時間の管理、庶務的業務</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事職員の安全状況の監視、安全確保の方策の立案及び実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報集約班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関、各対策部、<b>消防局等</b>からの情報収集、整理及び集約                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況</li> <li>○安否情報 ○その他統括班から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広報・報道班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、広報活動の計画立案及び実施</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	班名	事務分掌	統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び他の市町村への応援要請及び受入れなど広域応援に関する事項</li> <li>・ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請等</li> <li>・ 対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・ 本部長の決定に基づく各班に対する具体的指示</li> <li>・ 各対策部、<b>消防局</b>及び現地対策本部の行う全ての現場活動に関する調整</li> <li>・ 各対策部、<b>消防局</b>及び現地対策本部の行う行動計画の調整</li> <li>・ 各対策部、<b>消防局</b>及び現地対策本部の使用する装備、資機材、活動拠点、応援人員等の調整</li> <li>・ 通信回線・通信機器の確保</li> <li>・ 本部員等及び本部事務局職員等の動員時間の管理、庶務的業務</li> </ul>	安全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事職員の安全状況の監視、安全確保の方策の立案及び実施</li> </ul>	情報集約班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関、各対策部、<b>消防局等</b>からの情報収集、整理及び集約                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況</li> <li>○安否情報 ○その他統括班から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> </ul>	広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、広報活動の計画立案及び実施</li> </ul>
班名	事務分掌																						
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び他の市町村への応援要請及び受入れなど広域応援に関する事項</li> <li>・ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請等</li> <li>・ 対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・ 本部長の決定に基づく各班に対する具体的指示</li> <li>・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の行う全ての現場活動に関する調整</li> <li>・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の行う行動計画の調整</li> <li>・ 各対策部、消防本部、消防署及び現地対策本部の使用する装備、資機材、活動拠点、応援人員等の調整</li> <li>・ 通信回線・通信機器の確保</li> <li>・ 本部員等及び本部事務局職員等の動員時間の管理、庶務的業務</li> </ul>																						
安全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事職員の安全状況の監視、安全確保の方策の立案及び実施</li> </ul>																						
情報集約班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関、各対策部、消防本部及び消防署からの情報収集、整理及び集約                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況</li> <li>○安否情報 ○その他統括班から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> </ul>																						
広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、広報活動の計画立案及び実施</li> </ul>																						
班名	事務分掌																						
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び他の市町村への応援要請及び受入れなど広域応援に関する事項</li> <li>・ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請等</li> <li>・ 対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・ 本部長の決定に基づく各班に対する具体的指示</li> <li>・ 各対策部、<b>消防局</b>及び現地対策本部の行う全ての現場活動に関する調整</li> <li>・ 各対策部、<b>消防局</b>及び現地対策本部の行う行動計画の調整</li> <li>・ 各対策部、<b>消防局</b>及び現地対策本部の使用する装備、資機材、活動拠点、応援人員等の調整</li> <li>・ 通信回線・通信機器の確保</li> <li>・ 本部員等及び本部事務局職員等の動員時間の管理、庶務的業務</li> </ul>																						
安全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事職員の安全状況の監視、安全確保の方策の立案及び実施</li> </ul>																						
情報集約班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関、各対策部、<b>消防局等</b>からの情報収集、整理及び集約                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況</li> <li>○安否情報 ○その他統括班から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> </ul>																						
広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、広報活動の計画立案及び実施</li> </ul>																						
55	<p><b>【市の各対策部等における武力攻撃事態等における業務】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組織名称</th> <th style="width: 80%;">武力攻撃事態における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備の総合調整に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等に関すること</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること</li> <li>・ 被災職員の援助に関すること</li> <li>・ 本部事務局の協力に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画調整局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・提供及び通信に関すること</li> <li>・ 本部事務局の協力に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財政局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部、対策部、消防本部、消防署、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・ 通信体制の運用、統制に関すること</li> <li>・ 住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること</li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>・ 救援物資等に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	組織名称	武力攻撃事態における業務	総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備の総合調整に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等に関すること</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること</li> <li>・ 被災職員の援助に関すること</li> <li>・ 本部事務局の協力に関すること など</li> </ul>	企画調整局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・提供及び通信に関すること</li> <li>・ 本部事務局の協力に関すること など</li> </ul>	財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など</li> </ul>	市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部、対策部、消防本部、消防署、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・ 通信体制の運用、統制に関すること</li> <li>・ 住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること</li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>・ 救援物資等に関すること</li> </ul>	55	<p><b>【市の各対策部等における武力攻撃事態等における業務】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組織名称</th> <th style="width: 80%;">武力攻撃事態における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備の総合調整に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等に関すること</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること</li> <li>・ 被災職員の援助に関すること</li> <li>・ 本部事務局の協力に関すること</li> <li>・ <b>情報収集・提供及び通信に関すること など</b></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>総合政策局対策部</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部事務局の協力に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財政局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部、対策部、<b>消防局</b>、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、<b>指定公共機関</b>、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・ 通信体制の運用、統制に関すること</li> <li>・ 住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること</li> <li>・ <b>災害時要援護者の対策に関すること</b></li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	組織名称	武力攻撃事態における業務	総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備の総合調整に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等に関すること</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること</li> <li>・ 被災職員の援助に関すること</li> <li>・ 本部事務局の協力に関すること</li> <li>・ <b>情報収集・提供及び通信に関すること など</b></li> </ul>	<b>総合政策局対策部</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部事務局の協力に関すること など</li> </ul>	財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など</li> </ul>	市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部、対策部、<b>消防局</b>、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、<b>指定公共機関</b>、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・ 通信体制の運用、統制に関すること</li> <li>・ 住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること</li> <li>・ <b>災害時要援護者の対策に関すること</b></li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること</li> </ul>
組織名称	武力攻撃事態における業務																						
総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備の総合調整に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等に関すること</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること</li> <li>・ 被災職員の援助に関すること</li> <li>・ 本部事務局の協力に関すること など</li> </ul>																						
企画調整局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・提供及び通信に関すること</li> <li>・ 本部事務局の協力に関すること など</li> </ul>																						
財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など</li> </ul>																						
市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部、対策部、消防本部、消防署、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・ 通信体制の運用、統制に関すること</li> <li>・ 住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること</li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>・ 救援物資等に関すること</li> </ul>																						
組織名称	武力攻撃事態における業務																						
総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備の総合調整に関すること</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等に関すること</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること</li> <li>・ 被災職員の援助に関すること</li> <li>・ 本部事務局の協力に関すること</li> <li>・ <b>情報収集・提供及び通信に関すること など</b></li> </ul>																						
<b>総合政策局対策部</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部事務局の協力に関すること など</li> </ul>																						
財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関すること</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関すること</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など</li> </ul>																						
市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 市国民保護対策本部、対策部、<b>消防局</b>、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、<b>指定公共機関</b>、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）</li> <li>・ 通信体制の運用、統制に関すること</li> <li>・ 住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること</li> <li>・ <b>災害時要援護者の対策に関すること</b></li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること</li> </ul>																						

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関する事 等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>救援物資等に関する事</li> <li>生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関する事 等</li> </ul>
	保健福祉局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の医療、助産、救護に関する事</li> <li>医療品及び衛生資材等の確保に関する事</li> <li>保健衛生・防疫活動に関する事</li> <li>市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事</li> <li>飲料水及び食品の衛生に関する事</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事</li> <li>災害時要援護者の対策に関する事</li> <li>赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>動物保護等に関する事 等</li> </ul>		保健福祉局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の医療、助産、救護に関する事</li> <li>医療品及び衛生資材等の確保に関する事</li> <li>保健衛生・防疫活動に関する事</li> <li>市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事</li> <li>飲料水及び食品の衛生に関する事</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事</li> <li>災害時要援護者の対策に関する事</li> <li><u>社会福祉施設の対策に関する事</u></li> <li>赤十字標章等の交付等に関する事</li> <li>動物保護等に関する事 等</li> </ul>
	環境局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に関する事</li> <li>し尿の収集及び処理に関する事</li> <li>大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 等</li> </ul>		<u>こども未来局対策部</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>災害時要援護者の対策に関する事</u></li> <li><u>社会福祉施設の対策に関する事 等</u></li> </ul>
	経済農政局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急生活必需品及び食品等の調達に関する事</li> <li>港湾関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>商工業関係被害調査及び連絡調整に関する事 等</li> </ul>		環境局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に関する事</li> <li>し尿の収集及び処理に関する事</li> <li>大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 等</li> </ul>
	都市局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設及び管理に関する事</li> <li>市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事</li> <li>鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 等</li> </ul>		経済農政局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急生活必需品及び食品等の調達に関する事</li> <li>港湾関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>商工業関係被害調査及び連絡調整に関する事 等</li> </ul>
	建設局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の管理に関する事</li> <li>緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>道路・橋梁等の応急復旧に関する事 等</li> </ul>		都市局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設及び管理に関する事</li> <li><u>被災市街地の復旧に関する事</u></li> <li>市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事</li> <li>鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 等</li> </ul>
	下水道局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道の応急復旧に関する事</li> <li>下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関する事 等</li> </ul>		建設局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の管理に関する事</li> <li>緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>道路・橋梁等の応急復旧に関する事</li> <li><u>公共下水道の応急復旧に関する事</u></li> <li><u>下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関する事 等</u></li> </ul>
	水道局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保に関する事</li> <li>市水道施設の応急復旧に関する事 等</li> </ul>		水道局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保に関する事</li> <li>市水道施設の応急復旧に関する事 等</li> </ul>
	会計室対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係経費の出納に関する事</li> <li>他の対策部に対する応援に関する事 等</li> </ul>		会計室対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係経費の出納に関する事</li> <li>他の対策部に対する応援に関する事 等</li> </ul>
	教育委員会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>学校施設等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>文化財の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>児童生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>児童生徒等の保健に関する事</li> <li>学用品の給与に関する事</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>被災職員の援助に関する事 等</li> </ul>		教育委員会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>学校施設等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>文化財の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>児童生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>児童生徒等の保健に関する事</li> <li>学用品の給与に関する事</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>被災職員の援助に関する事 等</li> </ul>
	選挙管理委員会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>		選挙管理委員会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>
	人事委員会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>		人事委員会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>
	監査委員事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>		監査委員事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>
	農業委員会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>		農業委員会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>
	議会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に係る議会活動に関する事</li> <li>他の対策部に対する応援に関する事 等</li> </ul>		議会事務局対策部 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に係る議会活動に関する事</li> </ul>
	消防本部・消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）</li> <li>緊急消防援助隊の受入れに関する事</li> <li>消防団活動に関する事</li> </ul>		

千葉市国民保護計画 新旧対照表

旧		新	
頁		頁	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事</li> <li>特殊標章等の交付等に関する事（消防職員のものに限る）</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>被災職員の援助に関する事 など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>他の対策部に対する応援に関する事 など</li> <li>武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）</li> <li>緊急消防援助隊の受入れに関する事</li> <li>消防団活動に関する事</li> <li>生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事</li> <li>特殊標章等の交付等に関する事（消防職員のものに限る）</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>被災職員の援助に関する事 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>区国民保護対策本部に関する事</li> <li>警報等の伝達に関する事</li> <li>避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>避難者の医療、助産、救護に関する事 など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>区国民保護対策本部に関する事</li> <li>警報等の伝達に関する事</li> <li>避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>避難者の医療、助産、救護に関する事</li> <li><u>安否情報の提供に関する事 など</u></li> </ul>
(4)～(6)	(略)	(4)～(6)	(略)
	(図表略)		(図表略)
	(新設)	58	<p><u>(7) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加</u></p> <p><u>国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、関係地方公共団体の国民保護対策本部等と武力攻撃事態等合同対策協議会を開催することがある。この場合、市対策本部長又は市対策本部長が指名する者が参加する。</u></p>
58	(7) 市対策本部長の権限 【法第 29 条】	58	(8) 市対策本部長の権限 【法第 29 条】
59	(8) 市対策本部の廃止 【法第 30 条】 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。	59	(9) 市対策本部の廃止 【法第 30 条】 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び <u>知事を経由</u> して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。
	2 通信の確保		2 通信の確保
59	(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、衛星携帯電話、市の所有する無線通信網、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、CHAINS（千葉市行政情報ネットワークシステム）及び加入電話などを活用し、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	59	(1) 情報通信手段の確保 市は、携帯電話、衛星携帯電話、市の所有する無線通信網、インターネット、LGWAN (※)、CHAINS (※) 及び加入電話などを活用し、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。 <u>※LGWAN：総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備された行政専用のネットワークのこと。</u> <u>※CHAINS：千葉市行政情報ネットワークシステム（Chiba Administrative Information Network System）の略称。庁内ネットワークを中核として形成される電子市役所の基盤であり、市の内外における情報交換、庁内組織の壁を越えた情報共有及び市民、事業者、他自治体等との協議による質の高い行政運営を実現するための情報基盤として、市の情報化を推進していく役割を持っている。</u>

千葉市国民保護計画 新旧対照表

旧		新	
頁		頁	
	(2)～(3) (略)		(2)～(3) (略)
	<b>第3 関係機関相互の連携</b>		<b>第3 関係機関相互の連携</b>
	1～5 (略)		1～5 (略)
	6 市の行う応援等		6 市の行う応援等
	(1) 他の市町村に対して行う応援等 【法第17条第1項、第19条、施行令第4条】		(1) 他の市町村に対して行う応援等 【法第17条第1項、第19条、施行令第4条】
62	① (略)	63	① (略)
	② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、知事に届け出る。		② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、知事に届け出る。
	(2) (略)		(2) (略)
	7～8 (略)		7～8 (略)
	<b>第4 警報の伝達、避難住民の誘導等</b>		<b>第4 警報の伝達、避難住民の誘導等</b>
	1 警報の伝達等		1 警報の伝達等
	(1) (略)		(1) (略)
64	(2) 警報の内容の伝達方法	65	(2) 警報の内容の伝達方法
	① 警報の内容の伝達方法 【法第47条第2項】		① 警報の内容の伝達方法 【法第47条第2項】
	警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。		警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
	ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合		ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
	この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。		この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
	イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合		イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
	この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。		この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
	なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。		なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
	また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。		また、広報車の使用、 <u>安全・安心メールの配信</u> 、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
	(新設)	66	<u>※全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合の対応</u> <u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態について、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u>
65	② 消防機関等及び県警察との連携 【法第47条第3項】	66	② 消防機関等及び県警察との連携 【法第47条第3項】
	市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。		市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。



千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
65	<p>この場合において、消防本部及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機を活用するなどして警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>③ 災害時要援護者等への配慮 警報の内容の伝達においては、災害時要援護者等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 避難住民の誘導等</p> <p>(1) (略)</p>	66	<p>この場合において、<b>消防局</b>は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機を活用するなどして警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>③ 災害時要援護者等への配慮 警報の内容の伝達においては、<b>市災害時要援護者支援計画に基づき、迅速かつ的確に行うこととし、</b>避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 避難住民の誘導等</p> <p>(1) (略)</p>
70	<p>(2) 避難実施要領の策定・伝達等 【法第 61 条】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。</p> <p>また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p> <p>(図中、「消防長」)</p>	71	<p>(2) 避難実施要領の策定・伝達等 【法第 61 条】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。</p> <p>また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、<b>消防局長</b>、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p> <p>(図中、「<b>消防局長</b>」)</p>
70	<p>(3) 避難住民の誘導 【法第 62 条第 1 項】</p> <p>① 市長による避難住民の誘導 市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。</p> <p>また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。</p> <p>なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。</p>	71	<p>(3) 避難住民の誘導 【法第 62 条第 1 項】</p> <p>① 市長による避難住民の誘導 市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに<b>消防局長</b>及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。</p> <p>また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。</p> <p>なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。</p>
71	<p>② 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有</p>	72	<p>② 消防機関の活動 <b>消防局</b>は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した</p>

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
71	<p>効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 災害時要援護者への配慮</p> <p>市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p> <p>⑦～⑯ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>第5 救 援</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 救援の内容 【法第75条、施行令第9条】</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療の提供及び助産</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 後方医療体制の確立</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市長は、市内の関係機関のみでは十分な医療救護活動が困難と認めるときは、県及び他の市町村へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れ等を要請する。その際、九都県市災害・救急医療連絡会が定める「広域医療連携マニュアル」や、地域防災計画に記載されている諸協定の活用に留意する。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	72	<p>避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、<b>消防局</b>と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 災害時要援護者への配慮</p> <p>市長は、災害時要援護者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力するとともに、<b>市災害時要援護者支援計画に基づく災害時要援護者の類型等に応じた</b>連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p> <p>⑦～⑯ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>第5 救 援</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 救援の内容 【法第75条、施行令第9条】</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 医療の提供及び助産</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 後方医療体制の確立</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市長は、市内の関係機関のみでは十分な医療救護活動が困難と認めるときは、県及び他の市町村へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れ等を要請する。<b><u>なお、その際、市地域防災計画に記載されている諸協定の活用に留意する。</u></b></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
81	<p>(4)～(9) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	82	<p>(4)～(9) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
86	<p><b>第6 安否情報の収集・提供</b></p> <p>安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示する。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <b>安否情報収集・整理・提供の流れ</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <b>収集項目</b>                      1 避難住民(負傷した住民の同様)                      ① 氏名                      ② 出生の年月日                      ③ 男女の別                      ④ 住所                      ⑤ 国籍(日本国籍を有しない者に限る)                      ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る)                      ⑦ 居所                      ⑧ 負傷又は疾病の状況                      ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報                      2 死亡した住民(上記①～⑥に加えて)                      ⑩ 死亡の日時、場所及び状況                      ⑪ 死体の所在                 </div> <p>1 (略)</p>	87	<p><b>第6 安否情報の収集・提供</b></p> <p>安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示する。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <b>安否情報収集・整理・提供の流れ</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <b>収集項目</b>                      1 避難住民(負傷した住民の同様)                      ① 氏名                      ② フリガナ                      ③ 出生の年月日                      ④ 男女の別                      ⑤ 住所(郵便番号を含む。)                      ⑥ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)                      ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)                      ⑧ 負傷(疾病)の該当                      ⑨ 負傷又は疾病の状況                      ⑩ 現在の居所                      ⑪ 連絡先その他必要情報                      ⑫ 親族・同居者への回答の希望                      ⑬ 知人への回答の希望                      ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意                      2 死亡した住民(上記①～⑦に加えて)                      ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                      ⑨ 遺体が安置されている場所                      ⑩ 連絡先その他必要情報                      ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意                 </div> <p>1 (略)</p>
87	<p><b>2 県に対する報告 【法第94条第1項】</b></p> <p>市は、収集・整理した安否情報を適時に県へ報告する。この場合において、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	88	<p><b>2 県に対する報告 【法第94条第1項】</b></p> <p>市は、収集・整理した安否情報を原則として安否情報システムへの入力により適時に県へ報告する。  <u>なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、</u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>



# 千葉県国民保護計画 新旧対照表

	旧		新																																		
頁		頁																																			
91	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">安否情報照会書</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">様式第4号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">安 否 情 報 照 会 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">                 総務大臣                  (都道府県知事) 様                  (市町村長)             </p> <p style="margin: 0; text-align: right;">                 申請者                  住 所 (居所)                  氏 名             </p> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0 0 0;">                 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。             </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20%;">照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)</td> <td>                     ① 被照会者の親族又は同居者であるため。                      ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。                      ③ その他 ( )                 </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20px;">被照会者を特定するために必要な事項</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>男女の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">※ 申請者の確認</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">※ 備 考</p> <p style="font-size: x-small; margin: 5px 0 0 0;">                 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。                  2 本人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。                  3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。                  4 ※印の欄には記入しないでください。             </p> </div>	照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )	備考		被照会者を特定するために必要な事項	氏名			フリガナ			出生の年月日			男女の別			住 所			国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)			その他個人を識別するための情報			(削除)									
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )																																				
備考																																					
被照会者を特定するために必要な事項	氏名																																				
	フリガナ																																				
	出生の年月日																																				
	男女の別																																				
	住 所																																				
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)																																				
	その他個人を識別するための情報																																				
92	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">安否情報回答書</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">様式第5号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">安 否 情 報 回 答 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">                 総務大臣                  (都道府県知事)                  (市町村長)             </p> <p style="margin: 0;">年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20%;">避難住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 20px;">被照会者</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>男女の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>現在の居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>負傷又は疾病の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先その他必要情報</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">                 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。                  2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入願います。                  3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。                  4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入願います。                  5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入願います。             </p> </div>	避難住民に該当するか否かの別		武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		被照会者	氏名			フリガナ			出生の年月日			男女の別			住 所			国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)			その他個人を識別するための情報			現在の居所			負傷又は疾病の状況			連絡先その他必要情報			(削除)
避難住民に該当するか否かの別																																					
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別																																					
被照会者	氏名																																				
	フリガナ																																				
	出生の年月日																																				
	男女の別																																				
	住 所																																				
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)																																				
	その他個人を識別するための情報																																				
	現在の居所																																				
	負傷又は疾病の状況																																				
	連絡先その他必要情報																																				

千葉市国民保護計画 新旧対照表

旧		新	
頁		頁	
	(新設)		
93	4 日本赤十字社に対する協力 【法第96条第2・3項】	89	<b>4 安否情報の公表</b> 市は、市域内において収集した安否情報について、安否情報収集の際に、本人や遺族に対し、安否情報公表に係る意思を確認することとし、公表に同意したものについては、適宜公表を行う。なお、個人情報保護の観点から、公表する内容は、親族等が本人を特定するのに必要な限度の情報とすることを原則とする。 ただし、意識不明で身元の確認ができない者や身元不明の遺体等について、当該安否情報を公表することにより、家族等への情報提供を図る公益上の必要性が高いと判断できる場合においては、上記の例外とし、身元特定等のため公表を行う。
	<b>第7 武力攻撃災害への対処</b>	89	<b>5 日本赤十字社に対する協力 【法第96条第2・3項】</b>
	1～3 (略)		<b>第7 武力攻撃災害への対処</b>
	4 応急措置等		1～3 (略)
	(1) 退避の指示 【法第112条】		4 応急措置等
100	①～② (略)		(1) 退避の指示 【法第112条】
	③ 退避の指示に伴う措置等		①～② (略)
	ア 知事への通知等	96	③ 退避の指示に伴う措置等
	市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。		ア 知事への通知等
	退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。		市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、 <u>安全・安心メール</u> 、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
	イ～エ (略)		退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
	④ (略)		イ～エ (略)
101	(2) 警戒区域の設定 【法第114条第1項】	97	(2) 警戒区域の設定 【法第114条第1項】
	① 警戒区域の決定等		① 警戒区域の <u>設定</u>
101	② 警戒区域の設定に伴う措置等	97	② 警戒区域の設定に伴う措置等
	ア 警戒区域の設定		ア <u>範囲等の決定</u>
	イ～エ (略)		イ～エ (略)
	③ (略)		③ (略)
	(3) (略)		(3) (略)
	(4) 消防に関する措置等		(4) 消防に関する措置等
102	① (略)	98	① (略)
	② 消防機関の活動 【法第97条第7項】		② 消防機関の活動 【法第97条第7項】
	消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員に危険が及ばないよう、必要な情報の収集や、汚染防止のための必要な資機材支給など、活動上の安全確保に配慮し、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。		消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員に危険が及ばないよう、必要な情報の収集や、汚染防止のための必要な資機材支給など、活動上の安全確保に配慮し、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。
	この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装		この場合において、 <u>消防局</u> は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、 <u>消防局長</u> 又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材

千葉市国民保護計画 新旧対照表

旧		新	
頁		頁	
103	<p>備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 消防の相互応援に関する出動 市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 安全の確保 【法第22条】 ア～ウ (略)</p>	99	<p>等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 消防の相互応援に関する出動 市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、<b>消防局長</b>と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 安全の確保 【法第22条】 ア～ウ (略)</p>
103	<p>エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p>	99	<p>エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、<b>消防局</b>と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</p>
104	<p>オ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。</p>	100	<p>オ 市長及び<b>消防局長</b>は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。</p>
	<p><b>第8 (略)</b></p> <p><b>第9 保健衛生の確保その他の措置</b></p>		<p><b>第8 (略)</b></p> <p><b>第9 保健衛生の確保その他の措置</b></p>
	<p>1 保健衛生の確保</p>		<p>1 保健衛生の確保</p>
106	<p>(1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。また、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。 さらに、災害時要援護者及びその他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	102	<p>(1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。また、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。 さらに、<b>市災害時要援護者支援計画に基づき</b>、災害時要援護者及びその他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>
	<p>(2)～(3) (略)</p>		<p>(2)～(3) (略)</p>
106	<p>(4) 飲料水衛生確保対策 ① (略) ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、市域における飲料水給水体制を整備する。 ③ (略)</p>	102	<p>(4) 飲料水衛生確保対策 ① (略) ② 市は、<b>市</b>地域防災計画の定めに準じて、市域における飲料水給水体制を整備する。 ③ (略)</p>
	<p>(5)～(6) (略)</p>		<p>(5)～(6) (略)</p>
107	<p>2 廃棄物の処理 ① 廃棄物処理体制の整備 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)及び「千葉市震災廃棄物処理計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ② (略)</p>	103	<p>2 廃棄物の処理 ① 廃棄物処理体制の整備 市は、<b>市</b>地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)及び「千葉市震災廃棄物処理計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ② (略)</p>
	<p>(2) (略)</p>		<p>(2) (略)</p>

千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
108	<p><b>第10 国民生活の安定に関する措置</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。</p>	104	<p><b>第10 国民生活の安定に関する措置</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置等について、以下のとおり定める。</p>
108	<p><b>1 生活関連物資等の価格安定 【法第129条】</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため次に掲げる措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。</li> <li>生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク（※）等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談体制を充実させる。</li> </ul> <p>※物価情報ネットワーク：インターネットを介して内閣府と地方自治体間及び地方自治体相互間で物価に関する情報を交換するシステム。物価問題に関する消費者、事業者等の理解と協力を得て、合理的な消費態度や取引活動等を助長する効果的に実施することを目的とする。</p>	104	<p><b>1 生活関連物資等の価格安定 【法第129条】</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため次に掲げる措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。</li> <li>生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク（※）等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談体制を充実させる。</li> </ul> <p>※物価情報ネットワーク：インターネットを介して消費者庁と地方自治体間及び地方自治体相互間で物価に関する情報を交換するシステム。物価問題に関する消費者、事業者等の理解と協力を得て、合理的な消費態度や取引活動等を助長する効果的に実施することを目的とする。</p>
2～3	(略)	2～3	(略)
	<p><b>第11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</b></p> <p>(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 【法第157条第1項、第158条第1項】</p> <p>① 赤十字標章等</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 身分証明書 第一追加議定書第18条3に定める身分証明書（様式のひな型は112ページのとおり）。</p> <p>エ (略)</p> <p>(図略)</p> <p>② 特殊標章等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 身分証明書 第一追加議定書第66条3に定める身分証明書（様式のひな型は112ページのとおり）。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(図略)</p>	106	<p><b>第11 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</b></p> <p>(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 【法第157条第1項、第158条第1項】</p> <p>① 赤十字標章等</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 身分証明書 第一追加議定書第18条3に定める身分証明書（様式のひな型は108ページのとおり）。</p> <p>エ (略)</p> <p>(図略)</p> <p>② 特殊標章等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 身分証明書 第一追加議定書第66条3に定める身分証明書（様式のひな型は108ページのとおり）。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(図略)</p>
111	<p>(2) (略)</p>	107	<p>(2) (略)</p>
111	<p>(3) <b>特殊標章等の交付及び管理 【法第158条第2項】</b></p> <p>市長及び消防長は、ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者</li> </ul>	107	<p>(3) <b>特殊標章等の交付及び管理 【法第158条第2項】</b></p> <p>市長及び消防局長は、ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者</li> </ul>



# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新																														
111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団長及び消防団員</li> <li>・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</li> <li>・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</li> </ul> <p>イ 消防長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者</li> <li>・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</li> <li>・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</li> </ul> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(図略)</p>	107	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団長及び消防団員</li> <li>・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</li> <li>・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</li> </ul> <p>イ <u>消防局長</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>消防局長</u>の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者</li> <li>・ <u>消防局長</u>の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</li> <li>・ <u>消防局長</u>が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</li> </ul> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(図略)</p>																														
112	<p style="text-align: center;">(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)</p> <p>表面 <span style="float: right;">裏面</span></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div> <p style="text-align: center;"><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">交付等の年月日/Date of issue      証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))</p>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder		108	<p style="text-align: center;">(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)</p> <p>表面 <span style="float: right;">裏面</span></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div> <p style="text-align: center;"><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">交付等の年月日/Date of issue      証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))</p>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair																															
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																																	
血液型/Blood type																																	
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																																	
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																																
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair																															
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																																	
血液型/Blood type																																	
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																																	
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																																

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

	旧		新																											
頁		頁																												
117	<p>第3編 緊急処理事態への備えと対処</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 緊急処理事態への対処</p> <p>第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における体制及び初動措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市警戒本部の設置                      情報収集の結果、緊急処理事態における災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。市警戒本部は、個別の事態の状況に応じて市長又は市民局長が本部長となり、本部長の指名する者をもって本部を構成する。市警戒本部のもと、市民局、消防本部、消防署及び本部長の指定する局・区等の職員の参集により、事態への対応に当たる。</p> <p style="text-align: right;">(図表略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>		<p>第3編 緊急処理事態への備えと対処</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 緊急処理事態への対処</p> <p>第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における体制及び初動措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市警戒本部の設置                      情報収集の結果、緊急処理事態における災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び県警察に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。市警戒本部は、個別の事態の状況に応じて、<u>第2編第1章第1の1(2)③(25ページ)に定める体制をとる。なお、その際においては「武力攻撃事態等」は「緊急処理事態」と、「市国民保護対策本部体制」は「市緊急処理事態対策本部」と読み替える。</u></p> <p style="text-align: right;">(図表略)</p> <p>① <u>市警戒本部・第2種配備体制</u>                      下記のとおり、市民局長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、市民局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; border: none;">市警戒本部・第2種配備体制</th> </tr> <tr> <td style="border: none; text-align: center; vertical-align: middle;">本部員会議</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">本部長</td> <td style="width: 50%; border: none;">市民局長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">副本部長</td> <td style="border: none;">消防局長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">本部員</td> <td style="border: none;">その他関係局長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">本部派遣職員</td> <td style="border: none;">関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="border: none; text-align: center; vertical-align: middle;">本部事務局</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">事務局長</td> <td style="width: 50%; border: none;">市民部長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">事務局次長</td> <td style="border: none;">危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">事務局員</td> <td style="border: none;">各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="border: none; text-align: center; vertical-align: middle;">対策部</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消防局</td> </tr> </table>	市警戒本部・第2種配備体制		本部員会議	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">本部長</td> <td style="width: 50%; border: none;">市民局長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">副本部長</td> <td style="border: none;">消防局長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">本部員</td> <td style="border: none;">その他関係局長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">本部派遣職員</td> <td style="border: none;">関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td> </tr> </table>	本部長	市民局長	副本部長	消防局長	本部員	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	本部事務局	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">事務局長</td> <td style="width: 50%; border: none;">市民部長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">事務局次長</td> <td style="border: none;">危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">事務局員</td> <td style="border: none;">各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹	事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	対策部	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td> </tr> </table>	市民局対策部 (対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)		消防局	113
市警戒本部・第2種配備体制																														
本部員会議	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">本部長</td> <td style="width: 50%; border: none;">市民局長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">副本部長</td> <td style="border: none;">消防局長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">本部員</td> <td style="border: none;">その他関係局長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">本部派遣職員</td> <td style="border: none;">関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td> </tr> </table>	本部長	市民局長	副本部長	消防局長	本部員	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																					
本部長	市民局長																													
副本部長	消防局長																													
本部員	その他関係局長																													
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																													
本部事務局	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">事務局長</td> <td style="width: 50%; border: none;">市民部長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">事務局次長</td> <td style="border: none;">危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">事務局員</td> <td style="border: none;">各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td> </tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹	事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																							
事務局長	市民部長																													
事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹																													
事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																													
対策部	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td> </tr> </table>	市民局対策部 (対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																											
市民局対策部 (対策部長：市民局長)																														
その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																														
	消防局																													
		114																												

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
	(新設)	115	<p><u>② 市警戒本部・第3種配備体制</u>  <u>下記のとおり、市民局を所管する副市長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、市民局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</u></p> <div style="text-align: center;"> </div>
118	<p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 市緊急対処事態対策本部体制への移行</b>                      政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急対処事態対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第2 (略)</p>	116	<p>(3)～(4) (略)</p> <p><b>2 市緊急対処事態対策本部体制への移行</b></p> <p><u>(1) 市警戒本部体制等の廃止</u>                      政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急対処事態対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制等を廃し、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行する。</p> <p><u>(2) 市災害対策本部からの移行</u>                      市が、事態を大規模事故として判断し、または多数の人が死傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づき市災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急対処事態対策本部設置の通知があった場合には、市は、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置し、市災害対策本部を廃止するものとする。                      なお、市緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。</p> <p>第2 (略)</p>

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

	旧		新
頁		頁	
	<p><b>第3 関係機関相互の連携</b></p> <p>1 初動時における連携の基本モデルと主な役割</p> <p>120 (1) 緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案（以下、「緊急処理事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">（表中、「消防本部・消防署」）</p> <p>121 (2) 緊急処理事態認定前後における関係機関連携モデル</p> <p style="text-align: center;">（図中、「消防本部・消防署」）</p> <p>※ 「緊急処理事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。</p> <p>※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市役所本庁舎内に設置される市緊急処理事態対策本部にて行う。</p> <p>2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割</p> <p>122 (1) 放射性物質が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「放射性物質テロ等」という。）</p> <p>122 ① 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">（表中、「消防本部・消防署」）</p> <p>123 ② 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p style="text-align: center;">（図中、「消防本部・消防署」）</p> <p>124 (2) 生物剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）</p> <p>124 ① 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">（表中、「消防本部・消防署」）</p> <p>125 ② 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p style="text-align: center;">（図中、「消防本部・消防署」）</p> <p>（注）※感染症指定医療機関：平成18年現在、千葉市内では千葉市立青葉病院のみ</p> <p>126 (3) 化学剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という。）</p> <p>126 ① 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">（表中、「消防本部・消防署」）</p>		<p><b>第3 関係機関相互の連携</b></p> <p>1 初動時における連携の基本モデルと主な役割</p> <p>118 (1) 緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案（以下「<u>緊急処理事態認定可能性事案</u>」という。）発生時の主な関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">（表中、「<u>消防局</u>」）</p> <p>119 (2) 緊急処理事態認定前後における関係機関連携モデル</p> <p style="text-align: center;">（図中、「<u>消防局</u>」）</p> <p>※ 「緊急処理事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。</p> <p>※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と<u>市緊急処理事態対策本部</u>にて行う。</p> <p>2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割</p> <p>120 (1) 放射性物質が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「<u>放射性物質テロ等</u>」という。）</p> <p>120 ① 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">（表中、「<u>消防局</u>」）</p> <p>121 ② 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p style="text-align: center;">（図中、「<u>消防局</u>」）</p> <p>122 (2) 生物剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「<u>生物テロ等</u>」という。）</p> <p>122 ① 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">（表中、「<u>消防局</u>」）</p> <p>123 ② 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p style="text-align: center;">（図中、「<u>消防局</u>」）</p> <p>（注）※感染症指定医療機関：平成<u>22</u>年現在、千葉市内では千葉市立青葉病院と<u>千葉大学医学部附属病院</u>のみ</p> <p>124 (3) 化学剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「<u>化学テロ等</u>」という。）</p> <p>124 ① 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割</p> <p style="text-align: center;">（表中、「<u>消防局</u>」）</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

旧		新	
頁		頁	
127	<p>② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p>(図中、「消防本部・消防署」)</p>	125	<p>② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p>(図中、「<u>消防局</u>」)</p>
128	<p>(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案 (以下、「爆発物テロ等」という。)</p>	126	<p>(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案 (以下「<u>爆発物テロ等</u>」という。)</p>
128	<p>① 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割</p> <p>(表中、「消防本部・消防署」)</p>	126	<p>① 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割</p> <p>(表中、「<u>消防局</u>」)</p>
129	<p>② 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p>(図中、「消防本部・消防署」)</p>	127	<p>② 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル</p> <p>(図中、「<u>消防局</u>」)</p>
	<p>第4 (略)</p>		<p>第4 (略)</p>
	<p>第4編 復旧等</p>		<p>第4編 復旧等</p>
	<p>第1章～第2章 (略)</p>		<p>第1章～第2章 (略)</p>
	<p>第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等</p>		<p>第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等</p>
133	<p>1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p> <p>(1) 国に対する負担金の請求方法 【法第168条】</p> <p>市は、国民保護措置等の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、施行令第47条の定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	131	<p>1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p> <p>(1) 国に対する負担金の請求方法 【法第168条】</p> <p>市は、国民保護措置等の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、<u>国民保護法</u>施行令第47条の定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
135	<p><b>【参考】用語の定義</b></p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px;">あ</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px;">か</p> <p>●<b>基本指針 【法第32条第1項】</b>                      政府が、武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針のことをいう。平成17年3月25日に閣議決定された。                      基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px;">さ</p> <p>●<b>災害時要援護者</b>                      本計画においては、災害時要援護者を「災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など」と定義している。国民保護措置等の実施に当たっては、特段の配慮が必要とされる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>●<b>指定行政機関</b>                      内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、平成19年1月現在、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省及び防衛施設庁が指定されている。</p> <p>●<b>指定公共機関</b>                      独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。                      平成19年1月現在160機関が指定されている。</p>	132	<p><b>【参考】用語の定義</b></p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px;">あ</p> <p>●<b>Em-Net (エム・ネット) ⇒ ●緊急情報ネットワークシステム</b></p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px;">か</p> <p>●<b>基本指針 【法第32条第1項】</b>                      政府が、武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針のことをいう。平成17年3月25日に閣議決定された <u>(最終改正 平成22年11月9日)</u>。                      基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。</p> <p>●<b>緊急情報ネットワークシステム(= ●Em-Net (エム・ネット))</b>  <u>総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、国(官邸)と地方公共団体との間で緊急情報の通信(双方向)を行う仕組みであり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。</u></p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px;">さ</p> <p>●<b>災害時要援護者</b>                      本計画においては、災害時要援護者を「災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など」と定義している。国民保護措置等の実施に当たっては、特段の配慮が必要とされる。  <u>なお、千葉市では千葉市国民保護計画及び千葉市地域防災計画に包括的に記載された災害時要援護者支援策を重点的に具体化した千葉市災害時要援護者支援計画を平成22年3月に策定した。</u></p> <p>●<b>J-ALERT (ジェイ・アラート) ⇒ ●全国瞬時警報システム</b></p> <p>●<b>事態認定</b>  <u>武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、又は、緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。</u></p> <p>●<b>指定行政機関</b>                      内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関のうち、政令で定めるもので、<u>平成22年4月現在</u>、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、<u>消費者庁</u>、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、<u>観光庁</u>、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省が指定されている。</p> <p>●<b>指定公共機関</b>                      独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。  <u>平成22年4月現在、151機関が指定されている。</u></p>

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

頁	旧	頁	新
	<p>●指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。平成19年1月現在、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び防衛施設局が指定されている。</p> <p>●指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 千葉県では平成19年1月現在、32事業者を指定している。</p> <p>●赤十字標章 ジュネーブ条約第一追加議定書第8条(1)に定められている、白地に赤十字の標章のこと。同議定書において、医療要員、医療組織等が赤十字標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（赤十字標章法）にて、赤十字標章の濫用禁止が定められている。一方、国民保護法第157条では、濫用禁止の解除規定として、指定行政機関の長、都道府県知事又は政令指定都市市長が医療関係者等に対して赤十字標章を交付し使用させることができる旨、定めている。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>		<p>●指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。<u>平成22年4月現在</u>、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び<u>地方防衛局</u>が指定されている。</p> <p>●指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 千葉県では<u>平成22年4月現在</u>、32事業者を指定している。</p> <p>●赤十字標章 <u>ジュネーブ諸条約</u>第一追加議定書第8条(1)に定められている、白地に赤十字の標章のこと。同議定書において、医療要員、医療組織等が赤十字標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（赤十字標章法）にて、赤十字標章の濫用禁止が定められている。一方、国民保護法第157条では、濫用禁止の解除規定として、指定行政機関の長、都道府県知事又は政令指定都市市長が医療関係者等に対して赤十字標章を交付し使用させることができる旨、定めている。</p> <p>●<u>全国瞬時警報システム (= ●J-ALERT (ジェイ・アラート))</u> <u>津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報など対処に時間的余裕のない緊急情報を通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を用いて国（消防庁）から送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達することを可能とするシステムのこと。</u></p>
	<p>た</p> <p>●特殊標章 【法第158条】 ジュネーブ条約第一追加議定書第66条3に定められている、オレンジ色地に青の正三角形の標章のこと。同議定書において、文民保護の任務に従事する者が特殊標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。 国民保護法第158条では、濫用禁止規定を置くとともに、都道府県知事又は政令指定都市市長が国民保護措置等に係る職務を行う者等に対して特殊標章を交付し使用させることができる旨、定めている。</p>		<p>た</p> <p>●特殊標章 【法第158条】 <u>ジュネーブ諸条約</u>第一追加議定書第66条3に定められている、オレンジ色地に青の正三角形の標章のこと。同議定書において、文民保護の任務に従事する者が特殊標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。 国民保護法第158条では、濫用禁止規定を置くとともに、都道府県知事又は政令指定都市市長が国民保護措置等に係る職務を行う者等に対して特殊標章を交付し使用させることができる旨、定めている。</p>
	<p>は</p> <p>●武力攻撃事態対処法</p> <p>や</p> <p>(略)</p>		<p>は</p> <p>●武力攻撃事態対処法 (= ●<u>事態対処法</u>)</p> <p>や</p> <p>(略)</p>